

砥 部 町 議 会
令 和 3 年 第 1 回 定 例 会
会 議 録

令和3年第1回砥部町議会定例会（第1日）会議録

招 集 年 月 日	令和3年2月24日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和3年2月24日 午前9時30分 議長宣告		
出 席 議 員	1 番 高橋久美 4 番 原田公夫 7 番 佐々木公博 10 番 松崎浩司 13 番 山口元之 16 番 三谷喜好	2 番 日野恵司 5 番 柿本 正 8 番 小西昌博 11 番 大平弘子 14 番 中島博志	3 番 木下敬二郎 6 番 東 勝一 9 番 佐々木隆雄 12 番 西岡利昌 15 番 平岡文男
欠 席 議 員	なし		
地方自治法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 大江章吾 企画政策課長 伊達定真 戸籍税務課長 門田 巧 介護福祉課長 松下寛志 建設課長 門田 作 生活環境課長 小中 学 会計管理者 富岡 修 学校教育課長 田邊敏之	副町長 岡田洋志 総務課長 門田敬三 商工観光課長 高橋 桂 保険健康課長 池田晃一 子育て支援課長 田中弘樹 農林課長 大内 均 上下水道課長 藤田泰宏 広田支所長 山本勝彦 社会教育課長 町田忠彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 堀潤一郎 局長補佐 楠 耕一		
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 3 番 木下敬二郎 4 番 原田公夫		
傍 聴 者	3人		

令和3年第1回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 施政方針

日程第 6 議案第 4 号 松山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

日程第 7 議案第 5 号 砥部町道路線の認定について

日程第 8 議案第 6 号 砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 9 議案第 7 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

日程第 10 議案第 8 号 砥部町立社会体育施設条例の一部改正について

日程第 11 議案第 9 号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について

日程第 12 議案第 10 号 砥部町介護保険条例の一部改正について

日程第 13 議案第 11 号 砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 14 議案第 12 号 砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 15 議案第 13 号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第 16 議案第 14 号 砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 15 号 令和 2 年度砥部町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 18 議案第 16 号 令和 3 年度砥部町一般会計予算
- 日程第 19 議案第 17 号 令和 3 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 18 号 令和 3 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 21 議案第 19 号 令和 3 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 20 号 令和 3 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 23 議案第 21 号 令和 3 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 24 議案第 22 号 令和 3 年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 25 議案第 23 号 令和 3 年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第 26 議案第 24 号 令和 3 年度砥部町公共下水道事業会計予算
- 日程第 27 議案第 25 号 令和 3 年度砥部町水道事業会計予算

・散 会

令和3年第1回砥部町議会定例会

令和3年2月24日（水）

午前9時30分開会

○議長（西岡利昌） ただいまから、令和3年第1回砥部町議会定例会を開催します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 令和3年第1回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私ともに何かとお忙しい中、ご出席を賜り、町政運営に関わる重要案件につきまして、ご審議賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。先の選挙におきまして、引き続き町政運営の舵取りを務めさせていただくこととなりましたが、新型コロナウイルス感染症をはじめ、自然災害の頻発、少子高齢化による社会構造の変化など、地域課題の対応に終わりはありません。2期8年間の取り組みを礎に、課題の一つひとつに真摯に向き合い、職員とともに町民の皆様の想いに応えてまいりますので、議員の皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。さて、新型コロナウイルス感染症の影響で1年延期となっていた東京オリンピックの開催判断が迫る中、大会組織委員会のトップである森喜朗会長が、女性蔑視発言により引責辞任されました。女性の社会進出が進み、男女共同参画の実現に向け歩みを進める中で、今回の発言は大変残念であり、スポーツを通じて、文化や国籍などの違いを乗り越え、差別解消に貢献するオリンピックの精神にも反するものであったと思います。新たに会長となった橋本聖子氏には、騒動の影響を最小限に抑えるとともに、東京オリンピックのビジョンである多様性と調和の具現化に向け、取り組みを強化する契機としていただきたいと思います。本町におきましても、第2次となる男女共同参画計画の年度内策定に向け大詰めを迎える中、議会では、今回の選挙により女性議員を含む3人の新人議員が誕生いたしました。我々執行部も含め、ベテランと新人、男性と女性が、それぞれの視点で、町政発展のために議論を尽くし、互いに理解を深めることで、計画の基本目標である男女が共に個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画できるまちの実現に繋がるものと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。それでは、本定例会に提案させていただきます案件でございますが、まず、令和3年度の会計別当初予算の編成につきましては、一般会計が、前年度比2億397万3千円の減で、総額79億3,549万円となっております。特別会計の7会計につきましては、前年度比2億2,673万8千円の減で、総額52億1,139万円となっております。企業会計につきましては、前年度比2億481万6千円の増で、総額16億8,370万9千円となっております。次に令和2年度の補正予算でございますが、一般会計が、1億6,983万8千円の減額補正となっております。そのほか、松山市との連携協約の変更1件、町道の認定1件、条例改正9件、人権擁護委員の推薦に係る人事案件2件となっております。詳細につきましては、議案審議の場でご説明させていただきますので、ご議決賜りますようお願いを申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西岡利昌） これから、本日の会議を開きます。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番木下敬二郎君、4番原田公夫君を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（西岡利昌） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月15日開催の議会運営委員会において、本日から3月18日までの23日間としております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から3月18日までの23日に決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（西岡利昌） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、2月16日に、佐川町長が愛媛県町村会会長に就任されました。今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。次に、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。次に、監査委員より12月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 行政報告

○議長（西岡利昌） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） それでは、令和2年12月議会後からの行政報告を行います。総務課でございます。12月7日から2月1日までの落札の状況でございます。建設工事8件、委託業務4件、合計12件。設計金額の総額は1億7,582万円。落札総額1億4,965万9千円。落札率85.1%でございます。戸籍税務課でございます。1月20日、マイナンバーカードを利用した証明書をコンビニ交付サービス開始に伴い、ローソン伊予砥部町店でオープニングセレモニーを行いました。介護福祉課。施設の老朽化に伴い、新築した社会福祉法人南風会に対し、町障害福祉施設整備事業費補助金を交付いたしました。開業日は、令和3年3月1日。施設名、就労継続支援B型事業所ハートピアみなみ。補助金対象経費は8,382万円で、

補助金額の内訳は以下のとおりでございます。裏面2ページをお願いいたします。建設課。主要工事の進捗率、町単独事業、①町道日の出広瀬線道路改良工事、令和元年度繰越分でございます。2月末完成予定。②町道仙波線2工区、道路改良工事、進捗率90%。③町道原町麻生線道路改良工事その1、④町道原町麻生線道路改良工事その2、いずれも2月末完成予定でございます。がけ崩れ防災対策事業、多居谷A地区がけ崩れ防災対策工事、2月末完成予定。災害復旧事業、町道樽山線道路災害復旧工事他17件、令和元年度繰越、2月末完成予定でございます。上下水道課。主要工事の進捗率、公共下水道事業関係、面整備、①高尾田区67工区、2月26日完成予定。②八倉区73工区、2月1日完成。③高尾田区70の1工区、進捗率5%。④高尾田区71の1工区、⑤高尾田区71の2工区、いずれも進捗率10%でございます。水道事業関係、①砥部町上水道第6配水池築造造成工事、進捗率30%。②砥部町上水道第6配水池場内配管工事、進捗率10%。以上で行政報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 以上で、行政報告を終わります。



日程第5 施政方針

○議長（西岡利昌） 日程第5、施政方針を議題とします。令和3年度の施政方針について、説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） それでは、3期目初となる本定例会にあたり、今後の町政運営に係る私の基本的な考え方を申し述べ、砥部町議会をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。これまでの2期8年間、町民主役のまちづくりを掲げ、行政全般にわたり、町民の皆様の安全・安心、町の魅力向上に努めてまいりましたが、社会経済情勢は日々目まぐるしく変化し続け、地域課題は複雑かつ多様化しております。そのような時代にあって、我々が最も大切にしなければならないのは、物の豊かさではなく、心の豊かさであると考えます。町民の皆様の声にしっかりと耳を傾け、心豊かに暮らし続けられる文化と心がふれ合うまち砥部町の実現に向け、次の4項目の基本理念の下、各種施策を展開してまいります。まず1点目は、安全・安心で暮らせるまちづくりでございます。激甚化する自然災害が頻発する中、生命と財産を守る防災・減災対策の重要性は、住民の皆様のご関心とともに益々高まっております。各区に自主防災組織が立ち上がり、防災士などの人材育成を進めることで自助・共助の意識は醸成されつつあります。引き続き組織の活性化と人材育成を推進するとともに、感染症対策を踏まえた砥部町地域防災計画に基づき、避難拠点の整備・充実に努めてまいります。また、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、地域福祉計画の策定に着手し、児童、高齢者、障がい者等に係る福祉分野の課題を明らかにし、各分野の取組みを着実に推進してまいります。令和3年度は、老朽化に伴い大規模改修を予定している広寿会の高齢者福祉施設への改修支援、今年度完成した就労支援施設ハートピアみなみによる障がい者の社会参加促進といった福祉分野の充実をはじめ、保健事業と介護予防の一体的実施、集団感染や重症化の予防を目的と

したインフルエンザ予防接種の新規助成など、保健分野の充実を目指してまいります。まずは、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種体制を速やかに整え、収束に向けて全力で取り組んでまいります。2点目は、未来を担う子供たちが逞しく健やかに育まれるまちづくりでございます。約1年前、新型コロナウイルス感染症の大流行により、学校や児童福祉施設が休業となり、再開後も各種行事が大幅に制限されるなど、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しました。一方で、GIGAスクール構想の早期実現に向け、学校現場ではICT機器が急速に整備され、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正な教育環境が整備されつつあります。学校教育におきましては、急速に進む教育の情報化に対応するため、新たにICT支援員を配置し、授業への効果的な活用を支援するとともに、新たに導入した校務支援システムの有効活用や既存の人的支援を拡充することにより、社会問題化している教職員の長時間労働解消を推進します。老朽化が懸念され、計画的に大規模改修を進めてまいりました小学校施設について、令和3年度は、宮内小学校の外壁及び屋上防水改修、避難所運営を想定した体育館への多目的トイレの新設、コロナ対策として水道の自動水栓化を実施します。大規模改修は同校をもって一定の区切りとなりますが、児童生徒が安心して、快適に学べる環境整備に引き続き取り組んでまいります。社会教育におきましては、多様な経験と技術の習得による青少年の健全育成を目指し、砥部の里冒険クラブの開設に向けたリーダー養成事業を実施するとともに、砥部町の歴史・文化を正しく記録し、次代へ継承していくため砥部町誌編さん事業を進めてまいります。子育て支援に関しましては、他市町と連携した病児・病後児保育事業や地域子育て支援拠点事業を継続するほか、妊娠期から出産期の母子に対する専門性を高めた産後ケア事業の実施など、新たに開設した子育て包括支援センターの体制を強化し、地域において安心して子育てができる環境整備に取り組んでまいります。また、本町において長年課題となっている待機児童解消に向け、これまで認定こども園の開設、麻生保育所の建替えなどに取り組んでまいりましたが、女性の社会進出、幼児教育・保育無償化を背景に、行政ニーズは更に高まっております。既存幼稚園の形態変更に向けた準備や、新たな民間活力の誘致などにより待機児童解消を目指すとともに、児童館、放課後児童クラブの利便性を高め、保護者と児童が安心して過ごせる場所の提供に努めることで、子ども子育て支援計画の基本理念である子どもたちの笑顔をみんなが支える砥部町の実現に取り組んでまいります。3点目は、地域資源を活かし人々が交流するまちづくりでございます。新型コロナウイルスにより、日本の経済は大きな影響を受けており、本町におきましても町内事業所の経営を維持するため、情報収集に努め、適宜必要な対策を講じていく必要があります。砥部焼まつりをはじめ、販路拡大イベントが相次ぎ中止となっている砥部焼業界につきましては、オンライン陶器市の開催に向けた支援を行うとともに、延期となっていた映画「未来へのかたち」の公開に合わせ、砥部焼の魅力を最大限PRしてまいります。また、新たに完成するとべ動物園とこどもの城を繋ぐジップラインによる観光客の増加を見込み、地域の特性を生かした交流人口の拡大を推進してまいります。農業におきましては、農産物価格の低迷、担い手不足による耕作放棄地の増加などに対し、市場競争力の高

い産地づくりに取り組むこととし、新規就農者や認定農業者などの確保に努め、効率的かつ安定的な農業経営の基盤強化に努めてまいります。引き続き、愛媛県一の紅まどんなの産地化を目指し、栽培面積の拡大を支援するとともに、近年不作が続いている七折小梅の改植事業を実施し、収量の回復を図ってまいります。林業におきましては、持続可能な森林経営実現のため、路網整備、森林環境譲与税を活用した森林対策を推進し、新たな森林管理制度の一部を担う中予森林管理推進センターの適正運営に取り組んでまいります。最後に、社会基盤強化を図る快適なまちづくりでございます。快適な住民生活を支える社会基盤の実現に向け、道路施設、水道施設、公園施設及び町営住宅の長寿命化を推進し、公共下水道につきましては、令和8年度までに都市計画区域の整備を完了するよう、計画的かつ効率的な工事実施に努めてまいります。令和2年7月豪雨により被災した公共土木施設等については、速やかな災害復旧に取り組むとともに、強靱なインフラ整備を進めてまいります。環境分野につきましては、美化センターの老朽化に伴い、可燃ごみについて松山市との広域処理へ移行し、新たなプラスチック製容器包装の分別回収が開始されます。移行に伴うプラスチックスマートに向けた取り組み、食品ロスの削減、住宅用新エネルギー機器の利用促進など、SDGsの推進を意識した施策を展開し、環境に配慮した循環型社会の形成に努めてまいります。地域間の交流と活動を支える地域交通につきましては、効率的で利便性の高い公共交通体系の構築を推進し、砥部のりあいタクシーの対象地域を拡大するなど、交通空白地域、交通不便地域の解消を図り、民間路線バスの利用促進とともに、誰もが日常生活に必要な公共交通サービスを楽しむまちを目指します。以上、3期目の町政運営にあたりまして、初年度となる令和3年度事業を中心に施政方針を申し上げます。分野ごとの主要施策につきましては、先にお配りしている概要のとおりでございます。詳細につきましては、予算審議の場でご説明申し上げますのでよろしく申し上げます。本定例会が、町長就任3期目の本格的なスタートとなります。私の政治理念であります町民主役のまちづくりを更に進めていくため、これからの4年間、自ら先頭に立ち、職員とともに砥部町の発展に尽くしてまいります。まずは、新型コロナウイルス感染症を克服し、新しい時代を迎えられるよう全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様、町民の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、3期目にあたっての施政方針とさせていただきます。



日程第6 議案第4号 松山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長(西岡利昌) 日程第6、議案第4号、松山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。伊達企画政策課長。

○企画政策課長(伊達定真) それでは、お手元に議案書の方をお願いいたします。議案第4号、松山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について。地方自治法第252条の2第4項の規定により、平成28年7月8日に連携協約を締結した松山市及び砥部町におけ

る連携中枢都市圏形成に関し、協議により次のとおり連携協約の一部を変更することについて同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。令和3年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、提案内容について説明をさせていただきます。平成28年度より、松山市を中心に伊予市、東温市、松前町、久万高原町及び本町の3市3町で構成します松山圏域におきまして、未来共創ビジョンを策定し、地域の活性化や住民の安心・安全な生活が営まれるよう連携して取り組んでいるところでございます。現在のビジョンにつきましては、計画期間が令和2年度末までとなっておりますことから、令和3年度以降の計画といたしまして、2期目となりますビジョンを令和2年度末までに策定することとしており、それに伴い取り組み内容などを見直すこととしております。このビジョンにおけます基本方針及び連携する取り組みやその役割分担につきましては、協約で定められていることから協約の第2条及び第3条におけます別表につきまして変更するものでございます。議案第4号資料、新旧対照表をお手元をお願いいたします。変更内容について説明をさせていただきます。1ページの右側旧の方をご覧ください。分野それから基本方針につきましては、変更はございませんが、役割分担につきまして、松山市と砥部町の役割を別々に記載をしておりますけれども、変更後におきましては、統合して記載することとしております。次に、取り組みにつきましては、現在59項目ある取り組みのうち、目標が達成したり、取り組み主体が圏域にそぐわないものなど、25項目については廃止をいたしまして、11項目の新しい取り組みを追加しております。恐れ入りますが議案書の方にお戻りください。新規に追加する項目について、説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。基本方針、農林水産物のブランド化と6次産業化による販路拡大の1番下の項目になりますICT等を活用したスマート農業の研究でございます。続いて、3ページ中ほどになりますけれども、安全・安心の圏域づくりの火災調査事例の共同研究と合同調査、消防分野の合同就職説明会、圏域内消防機能の共同運用。4ページをお開きください。中ほどになりますけれども、圏域における課題解決機能の向上といたしましてSDGsの推進。5ページになりますけれども、1番下の所、結婚・出産・子育て支援の充実におけます産後ケア事業の推進。6ページをお開きください。文化・スポーツ施策等を通じた圏域の活性化におけますスポーツ大会等の誘致・開催に向けた連携協力。その下、災害対策の推進における災害時の廃棄物処理に関する連携の推進。7ページをお願いいたします。中ほどになりますけれども、圏域内でのごみ処理広域化の検討。同じく7ページの下になりますけれども、若者のふるさと体験を通じた誇りや愛着の醸成。8ページをお開きください。1番上にあります民間が主導する連携事業の推進の以上11項目が新規追加となっております。また、継続して取り組む項目につきましては、部分的に文言等の追加や修正を行っており、変更後におきましては、全部で45項目の取り組みとするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第4号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第4号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

### 日程第7 議案第5号 砥部町道路線の認定について

#### (説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（西岡利昌） 日程第7、議案第5号、砥部町道路線の認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田作建設課長。

○建設課長（門田作） 議案第5号をお手元をお願いいたします。議案第5号、砥部町道路線の認定について。次のとおり町道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。令和3年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。認定する路線でございますが、番号、路線名、起点及び終点の順で読み上げさせていただきます。1、原町2号線、砥部町原町185番4地先から砥部町原町191番3地先まで。2、原町3号線、砥部町原町400番19地先から砥部町原町395番1地先まで。以上2路線でございます。提案理由でございますが、住宅開発により整備されたこの2路線を、砥部町道として管理するため提案するものでございます。それでは、議案第5号の資料1ページをお願いいたします。1、原町2号線ですが、場所は原町の竹口商店の東側に開発された団地内道路で、延長が約220メートル、標準幅員が4メートルでございます。裏面2ページをお願いいたします。2、原町3号線ですが、場所は南ヶ丘団地の西側に開発された団地内道路でございます。延長が約239メートルで標準幅員が6メートルでございます。この2路線につきましては、開発業者から寄附を受けましたので、砥部町道として認定するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第5号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第5号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第6号 砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長(西岡利昌) 日程第8、議案第6号、砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長(門田敬三) 議案第6号についてご説明申し上げます。砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正について。砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和3年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、防災行政無線の更新事業に伴い、通信施設が変更になったことから、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。それでは、議案第6号資料をご覧ください。新旧対照表でございます。今回、防災行政無線をアナログ方式からデジタル方式の機器へ更新することに伴い、第2条において規定している通信施設について、更新後の新たな通信施設に変更するものでございます。議案書にお戻りください。附則でございますが、この条例は、令和3年4月1日から施行するものとしております。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(西岡利昌) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第6号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 異議なしと認めます。

よって議案第6号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第7号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長(西岡利昌) 日程第9、議案第7号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。田邊学校教育課長。

○学校教育課長(田邊敏之) それでは、議案第7号をお手元をお願いをいたします。砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和3年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。まず、提案理由でございますが、議案書2ページの中段をご覧ください。町長の附属機関として、砥部町いじめ問題再調査委員会及び砥部町誌編さん委員会を設置するため、提案するものでございます。1ページに戻っていただいて、改正は、別表町長の部に次のように加えるものでございますが、改正箇所は議案第7号資料1、砥部町

執行機関の附属機関設置条例、新旧対照表でご説明を申し上げます。新旧対照表をご覧ください。まず、砥部町障害者計画等策定委員会に続きまして、附属機関は、砥部町いじめ問題再調査委員会を加えます。担任する事項は、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、同法第28条第1項の規定による調査の結果について、必要な事項を調査、審議すること。構成員の数の定限は5人です。次の附属機関は、砥部町誌編さん委員会。担任する事項は、町誌の編さんについて、必要な事項を調査、審議すること。構成員の数の定限は10人です。議案書1ページにお戻りください。下段の附則第2項は、本条例改正に関連する条例を改正するものでございます。砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正をいたします。議案第7号資料2をご覧ください。こちらの新旧対照表でご説明を申し上げます。名称の欄で、国民健康保険運営協議会委員の項の次に、いじめ問題再調査委員会委員を加え、報酬の額は日額1万5千円。次に名称の欄、男女共同参画推進審議会委員の項の次に、町誌編さん委員会委員を加え、報酬の額は日額7千円とさせていただきます。議案書1ページにお戻りください。附則1といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第7号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第7号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第8号 砥部町立社会体育施設条例の一部改正について (説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（西岡利昌） 日程第10、議案第8号、砥部町立社会体育施設条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 議案第8号について説明いたします。議案第8号をご覧ください。議案第8号、砥部町立社会体育施設条例の一部改正について。砥部町立社会体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和3年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。下段をご覧ください。提案理由ですが、旧玉谷小学校校舎の活用に伴い、砥部町玉谷町民グラウンドの社会体育施設としての用途を廃止し同グラウンドを多用途に活用するため、提案するものであります。改正の内容ですが、議案第8号資料、新旧対照表をご覧ください。同条例の第2条、名称及び位置の表中、砥部町玉谷町民グラウンド、砥部町玉谷670番地を削

り、附則別表の第6条関係ですが、砥部町体育施設の使用料のうち、砥部町玉谷町民グラウンド、1時間210円を削るものです。議案書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行する。以上で議案第8号、砥部町立社会体育施設条例の一部改正についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第8号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第8号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第11 議案第9号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について  
(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（西岡利昌） 日程第11、議案第9号、砥部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。池田保険健康課長。

○保険健康課長（池田晃一） 議案第9号についてご説明いたします。議案書をお願いします。砥部町国民健康保険条例の一部改正について。砥部町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和3年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。最下段の提案理由をお願いします。新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、今回新型コロナウイルス感染症の定義を改めるため、提案するものでございます。添付の新旧対照表をお願いします。はじめに、右側の現行の欄をご覧ください。この条例の附則第5項は、傷病手当金について規定しているものです。この下線部のとおり、新型コロナウイルス感染症の定義は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則第1条の2の規定から引用しております。このたび同法、特措法の改正によりまして、この附則第1条の2が削られました。そのため、引用ができなくなり、具体的に定義をする必要がございます。左側の改正案をご覧ください。同じ附則第5項の下線部のとおり、このたび新型コロナウイルス感染症の具体的な定義として、ご覧のとおり病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス等々というのを具体的に書き下ろして規定しております。議案書にお戻りください。附則についてですが、この条例は、公布の日から施行するものです。以上で説明を終わります。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第9号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第9号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~  
日程第12 議案第10号 砥部町介護保険条例の一部改正について
(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（西岡利昌） 日程第12、議案第10号、砥部町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） 議案第10号についてご説明させていただきます。議案書をご用意ください。砥部町介護保険条例の一部改正について。砥部町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和3年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。2ページの提案理由をご覧ください。令和3年度から令和5年度を計画期間とした第8期介護保険事業計画の策定により、介護保険料率の期間を改正するため、提案するものです。内容についてご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。第4条、保険料率でございます。保険料率は、第4条第1項第1号から第9号で規定しておりますが、第8期にあたり令和3年度から令和5年度までは保険料を据え置きとしましたので、適応する年度を平成30年度から令和2年度までから、令和3年度から令和5年度までに改めております。第2項から第8項までは、保険料率の軽減について規定しておりますが、軽減に必要な国の予算が確定しておりませんので、削除しております。国の予算が確定次第、必要な改正を行いたいと思っております。2ページをお願いいたします。平成30年度から令和2年度までの保険料率と軽減の経過を残すために、第15項から第22項まで8項を附則に加えております。議案書2ページにお戻りください。附則の施行期日でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行する。適用区分でございます。この条例による改正後の砥部町介護保険条例第4条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第10号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第10号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 13 議案第 11 号 砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長(西岡利昌) 日程第 13、議案第 11 号、砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松下介護福祉課長。

○介護福祉課長(松下寛志) 議案第 11 号の議案書をご用意ください。砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 3 年 2 月 24 日提出、砥部町長佐川秀紀。5 ページの提案理由をご覧ください。指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。改正内容についてご説明いたしますので、議案書 1 ページをご覧ください。題名の砥部町指定介護予防支援等の事業とは、介護福祉課内の地域包括支援センターの業務を指しております。地域包括支援センターの 1 事業所であり、町がこの条例の基準に基づき指定をしております。業務は、高齢者を対象とした総合相談や権利擁護の業務のほか、要支援認定を受けた高齢者への介護保険サービスの計画を立てる業務を行っております。国が 5 つの方針を示してこの基準の改正を行っております。方針の 1 点目が地域包括ケアシステムの推進、2 点目が虐待防止対策の強化、3 点目が介護人材の確保、介護現場の革新、4 点目が介護保険制度の安定性、持続可能性の確保、5 点目が、業務継続に向けた取り組み及び感染症対策の強化でございます。これに合わせまして、所要の改正を行っております。4 ページの附則をご覧ください。施行期日でございます。この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。第 2 項、経過措置でございます。経過措置に記載しました先ほどの国が示す方針の虐待防止対策の強化、業務継続に向けた取り組み、感染症対策の強化に関する規定は令和 6 年 3 月 31 日まで努力義務とする経過措置を設けております。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(西岡利昌) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 11 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 異議なしと認めます。

よって議案第 11 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 14 議案第 12 号 砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準  
を定める条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長(西岡利昌) 日程第 14、議案第 12 号、砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松下介護福祉課長。

○介護福祉課長(松下寛志) 議案第 12 号の議案書をご用意ください。砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 3 年 2 月 24 日提出、砥部町長佐川秀紀。5 ページの提案理由をご覧ください。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。改正内容についてご説明いたしますので、議案書の 1 ページをご覧ください。題名の砥部町指定居宅介護支援等の事業とは、要介護認定を受けた高齢者に介護保険サービスの計画を立てる事業所の事で、町内に 7 つの事業所がございます。今回の改正は、この居宅介護支援事業所の指定基準を改正するものでございます。議案第 11 号の改正にありました国の 5 つの方針に関連する各事業共通の改正に加えまして、2 点の改正をしております。1 点目は、事業所が立てる介護保険サービス計画の公正、中立性を確保するために計画の内容の説明責任に関する項目を追加しております。2 点目は、介護保険サービス計画がより利用者の動向や状態にあったものになっているか点検、検証する仕組みを設けております。5 ページの附則をご覧ください。施行期日でございます。この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 20 号の次に 1 号を加える改正規定は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。第 2 項、経過措置でございます。経過措置に規定しております国が示す方針の虐待防止対策の強化、業務 取り組み及び感染症対策の強化に関連する規定は、令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置を設けております。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(西岡利昌) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 12 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 異議なしと認めます。

よって議案第 12 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 15 議案第 13 号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部改正について
(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長(西岡利昌) 日程第 15、議案第 13 号、砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松下介護福祉課長。

○介護福祉課長(松下寛志) 議案第 13 号の議案書をご用意ください。砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 3 年 2 月 24 日提出、砥部町長佐川秀紀。18 ページの提案理由をご覧ください。地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。改正内容についてご説明いたしますので、議案書 1 ページをご覧ください。題名の砥部町指定地域密着型サービスの事業とは、町内に住所を有する要介護認定を受けた者を対象に介護保険サービスを提供する事業の事でございます。事業の種類は 12 種類ございますが、町内で砥部町の指定を受けて事業を行っておりますのは、2 種類でございます。1 つ目は、小規模多機能居宅介護でデイサービスとホームヘルプとショートステイが 1 つの事業所で提供をできるものでございます。1 事業所が営業しており、令和 3 年 4 月に 2 事業所が開業予定でございます。2 つ目は、認証対応型共同生活介護グループホームのことで 5 つの事業所が営業しております。改正内容でございますが、国が示す方針に関連する各事業共通の改正に加えて、この 2 つの事業に合わせた改正を行っております。小規模多機能型居宅介護では、登録定員と利用定員の緩和に関する改正を、認証対応型共同生活介護では、夜間の職員体制に関する改正を行っております。17 ページ、附則をご覧ください。施行期日でございます。この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。第 2 項、経過措置でございます。国が示す方針の地域包括ケアシステムの推進、虐待防止対策の強化、業務継続に向けた取り組み及び感染症対策の強化、医療管理及び口腔衛生の管理に関する規定は、令和 6 年 3 月 31 日まで努力義務とする経過措置を設けております。また、事故発生防止及び発生時の対応の規定は、この条例の施行日から 6 か月の間努力義務とする経過措置を設けております。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(西岡利昌) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 13 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 異議なしと認めます。

よって議案第 13 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 16 議案第 14 号 砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長(西岡利昌) 日程第 16、議案第 14 号、砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松下介護福祉課長。

○介護福祉課長(松下寛志) 議案第 14 号の議案書をご用意ください。砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 3 年 2 月 24 日提出、砥部町長佐川秀紀。9 ページの提案理由をご覧ください。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。改正内容についてご説明いたしますので、議案書 1 ページをご覧ください。題名の砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業とは、町内に住所を有する要支援認定を受けた者を対象に介護保険サービスを提供する事業のことです。議案第 13 号は、要介護認定を受けた者を対象としておりました。事業の種類は 3 種類でございますが、町内で砥部町の指定を受けて事業を行っておりますのは 2 種類でございます。1 つ目は小規模多機能居宅介護で、デイサービスとホームヘルプ、ショートステイが 1 つの事業所で提供できるものでございます。1 事業所が営業しており、令和 3 年 4 月に 2 事業所が開業予定でございます。2 つ目は認証対応型共同生活介護グループホームの事で、5 つの事業所が営業しております。改正内容でございますが、国が示す方針に関連する各事業共通の改正に加えてこの 2 つの事業に合わせた改正を行っております。介護予防小規模多機能型居宅介護では、介護職員等の兼務の要件の緩和と登録定員と利用定員の緩和に関する改正を、介護予防認証対応型共同生活介護では、夜間の職員体制に関する改正を行っております。8 ページの附則をご覧ください。施行期日でございます。この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。第 2 項、経過措置でございます。経過措置に規定しました国が示す方針の地域包括ケアシステムの推進、虐待防止対策の強化、業務継続に向けた取り組み及び感染症対策の強化に関連する規定及び口腔衛生の管理の規定は、令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置を設けております。また、事故発生の防止及び発生時の対応の規定は、この条例の施行日から 6 か月の経過措置を設けております。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(西岡利昌) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 14 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第 14 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して全員協議会を開催します。

午前 10 時 37 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

~~~~~

### 日程第 17 議案第 15 号 令和 2 年度砥部町一般会計補正予算（第 9 号）

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 再開します。日程第 17、議案第 15 号、令和 2 年度砥部町一般会計補正予算第 9 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。門田敬三総務課長。

○総務課長（門田敬三） それでは、一般会計補正予算についてご説明申し上げます。補正予算書の表紙をめくっていただきまして、1 ページをご覧ください。議案第 15 号、令和 2 年度砥部町一般会計補正予算第 9 号。令和 2 年度砥部町の一般会計補正予算第 9 号は、次に定めるところによる。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 6,983 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 116 億 2,037 万 1 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。第 2 条、繰越明許費の追加は、第 2 表繰越明許費補正による。第 3 条、地方債の変更及び追加は、第 3 表地方債補正による。令和 3 年 2 月 24 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3 ページをお願いします。歳出補正の主なものについてご説明いたします。まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの交付に伴い、総額で 3 億 3,608 万 6 千円の財源組替を行っております。2 款総務費でございますが、1 億 6,791 万 9 千円減額し、32 億 1,903 万 8 千円としました。超高速ブロードバンド整備工事費が減額となったことに伴い、同事業への補助金 1 億 5,331 万 2 千円の減額。また、特別定額給付金事業関係経費 1,498 万 3 千円の減額などがございます。次に、3 款民生費でございますが、646 万 6 千円増額し、31 億 9,913 万 6 千円としました。障害者自立支援給付費負担金等の過年度精算に伴う返還金 509 万円の追加、麻生保育所園庭の排水対策等工事費 137 万 6 千円の追加でございます。4 款、6 款、7 款は財源組替でございます。次に、9 款消防費でございますが、1,543 万 4 千円減額し、6 億 5,253 万 4 千円としました。伊予消防等事務組合負担金 1,971 万円の減額、水道事業会計の消火栓改修工事等に対する負担金

328万3千円の追加などがございます。次に10款教育費でございますが、704万9千円増額し、13億7,887万6千円としました。ギガスクール事業で整備しておりますタブレット端末の関連物品購入費423万1千円の追加、新型コロナウイルス感染症の影響で減収となった指定管理者に対する支援金181万8千円の追加などがございます。2ページをお願いします。特定財源として、14款国庫支出金3億1,604万1千円の増額、15款県支出金217万2千円の増額、17款寄附金100万円の増額、20款諸収入377万1千円増額し、21款町債を1億6,340万円減額しました。一般財源として、19款繰越金を3億2,942万2千円減額しております。4ページをお願いします。第2表、繰越明許費補正でございます。ご覧の8件の事業につきましては、令和3年度に繰越を行います。まず、社会保障・税番号システム改修委託料でございますが、住基ネットシステムに追加される戸籍附票との連携機能の提供が今年度中に見込めないため272万8千円を繰越します。次に高尾田バス停上屋設置工事ですが、工事内容の変更に伴う設計の見直しに不測の日数を要し、年度内の完成が見込めないため222万3千円を繰越します。次に、新生児特別定額給付金事業ですが、令和3年4月1日出生の子どもを対象にしているため、給付金など51万5千円を繰越します。次に、麻生保育所園庭等整備工事ですが、排水対策工事の追加により、年度内の完成が見込めないため2,453万7千円を繰越します。次に、高尾田地区雨水排水対策事業ですが、関係者との協議に不測の日数を要し年度内の完成が見込めないため500万円を繰越します。次に、ギガスクール事業に係る学習環境整備事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、タブレット端末関連物品の製造、流通が遅れており、年度内の調達が見込めないため423万1千円を繰越します。次の公共土木施設現年災害復旧事業並びに農業用施設現年災害復旧事業でございますが、過年度の災害復旧工事を優先したことにより、年度内の完成が見込めないためそれぞれ1億2,500万円と2億2,000万円を繰越します。6ページをお願いします。第3表、地方債補正でございます。超高速ブロードバンド整備事業費の減額と地方債を変更し借入れを行うため一般単独事業債を2億9,200万円減額し2,800万円に、過疎対策事業債を6,160万円追加し、1億3,860万円としました。7ページをお願いします。新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった地方税などを補てんするため、減収補てん債6,700万円を追加しました。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第15号は、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第15号は、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

- ~~~~~
- 日程第 18 議案第 16 号 令和 3 年度砥部町一般会計予算
  - 日程第 19 議案第 17 号 令和 3 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
  - 日程第 20 議案第 18 号 令和 3 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
  - 日程第 21 議案第 19 号 令和 3 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
  - 日程第 22 議案第 20 号 令和 3 年度砥部町とべの館特別会計予算
  - 日程第 23 議案第 21 号 令和 3 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
  - 日程第 24 議案第 22 号 令和 3 年度砥部町農業集落排水特別会計予算
  - 日程第 25 議案第 23 号 令和 3 年度砥部町浄化槽特別会計予算
  - 日程第 26 議案第 24 号 令和 3 年度砥部町公共下水道事業会計予算
  - 日程第 27 議案第 25 号 令和 3 年度砥部町水道事業会計予算

(説明、質疑、予算特別委員会付託)

○議長（西岡利昌） 日程第 18、議案第 16 号、令和 3 年度砥部町一般会計予算から日程第 27、議案第 25 号、令和 3 年度砥部町水道事業会計予算までの 10 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。門田敬三総務課長。

○総務課長（門田敬三） それでは、令和 3 年度の当初予算につきまして、私からは議案第 16 号の一般会計から議案第 23 号の浄化槽特別会計まで説明をさせていただきます。それでは、一般会計の予算書をお願いします。表紙をめくっていただきまして、1 ページをご覧ください。議案第 16 号、令和 3 年度砥部町一般会計予算。令和 3 年度砥部町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 79 億 3,549 万円と定める。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表地方債による。第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10 億円と定める。第 5 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第 1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和 3 年 2 月 24 日提出、砥部町長佐川秀紀。一般会計につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業 1 億 1,585 万円、宮内小学校校舎等大規模改修事業 2 億 1,780 万円などを計上しておりますが、防災行政無線更新事業など大型事業の完了により対前年度で 2 億 397 万 3 千円の減額となっております。それでは、予算書の 6 ページをお願いします。第 2 表、債務負担行為でございます。上から 2 件は、パソコンの借上げ及び電算処理に関する債務負担です。次は、伊予地区広域斎場聖浄苑改築事業の負担金に対する債務負担です。次の 3 件は、契約の満了に伴い新たに契約を締結するための業務委託機器借上げに対する債務負担です。次は、町誌編集等の業務委託料

に対する債務負担です。以下の2件は、坂村真民記念館の企画展に対する債務負担です。以上9件で、期間、限度額をご覧のとおりでございます。次に7ページをお願いします。第3表地方債でございます。令和3年度は6件予定しております。1番上の公共事業等は、4,430万円を予定しており、橋りょうの長寿命化修繕事業並びに町道久保田大岩橋線及び町道宮内北川毛線の道路改良事業に対するものでございます。次の学校教育施設等整備事業の1億3,650万円は、宮内小学校の大規模改修事業に対するものです。次の公共施設等適正管理推進事業の1,200万円は、文化会館の外壁改修事業に対するものです。過疎対策事業の1,410万円は、広田地域簡易給水施設改良事業に対するものです。一般会計出資債の6,400万円は、第6配水池築造事業の出資金に対するものです。最後に臨時財政対策債につきましては、3億8,000万円です。一般会計につきましては以上でございます。続きまして、特別会計の説明をさせていただきます。お手元に国民健康保険事業特別会計予算書をお願いいたします。1ページをお願いします。議案第17号、令和3年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算。令和3年度砥部町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、事業勘定22億6,481万1千円、直営診療施設勘定5,543万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定3億円、直営診療施設勘定2,000万円と定める。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和3年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。国民健康保険事業特別会計につきましては、事業勘定ではコロナ禍による受診控えやインフルエンザ患者の減少などによる保険給付金の減額を見込み、対前年度で3億1,559万7千円の減少となっております。直営診療施設勘定では、医薬品、衛生材料費の減額などにより、対前年度で140万1千円の減額となっております。続きまして、後期高齢者医療特別会計予算書をご用意ください。1ページをお願いします。議案第18号、令和3年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算。令和3年度砥部町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,972万5千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。令和3年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。後期高齢者医療特別会計につきましては、広域連合納付金の減額などにより、対前年度で916万4千円の減少となっております。続きまして、介護保険事業特別会計予算書をご用意ください。1ページをお願いします。議案第19号、令和3年度砥部町介護保険事業特別会計予算。令和3年度砥部町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、保険事業勘定23億4,533万円、介護サービス事業勘定4,297万6千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をする

ことができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定2億円、介護サービス事業勘定200万円と定める。第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、保険給付費の各項に計上にされた予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和3年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。介護保険事業特別会計につきましては、保険事業勘定では、介護報酬の改定などに伴う介護サービス給付費等の増額により、対前年度で1億695万円の増額となっております。介護サービス事業勘定では、利用者の減少に伴うサービス事業費の減額により、対前年度で706万1千円の減少となっております。6ページをお願いします。第2表、債務負担行為でございます。デイサービス利用者の送迎用福祉車両の借上げに対する債務負担で、期間は令和4年度から令和5年度、限度額は108万円となっております。続きまして、とべの館特別会計予算書をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第20号、令和3年度砥部町とべの館特別会計予算。令和3年度砥部町のとべの館特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,365万8千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。令和3年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。とべの館特別会計につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う売店利用者の減少を見込み、対前年度で503万5千円の減少となっております。続きまして、とべ温泉特別会計予算書をご用意ください。1ページをお願いします。議案第21号、令和3年度砥部町とべ温泉特別会計予算。令和3年度砥部町のとべ温泉特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,187万8千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。令和3年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。とべ温泉特別会計につきましては、対前年度で191万8千円の増加となっております。続きまして、農業集落排水特別会計予算書をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第22号、令和3年度砥部町農業集落排水特別会計予算。令和3年度砥部町の農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,563万3千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。令和3年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。農業集落排水特別会計につきましては、公営企業会計への移行に伴う関係経費の計上により、対前年度で661万8千円の増額となっております。4ページをお願いいたします。第2表、地方債でございます。地方公営企業法を適用するにあたり起債を充てることのできるため1,020万円の限度額を設定しております。起債の方法、利率、償還の方法は一般会計と同様でございます。続きまして、浄化槽特別会計予算書をご用意ください。1ページをお願いします。議案第23号、令和3年度砥部町浄化槽特別会計予算。令

和3年度砥部町の浄化槽特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,194万9千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。令和3年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。浄化槽特別会計につきましては、農業集落排水特別会計と同様に公営企業会計への移行に伴う関係経費を計上しておりますが、人件費及び基金積立金等の減額により対前年度で396万6千円の減少となっております。以上で私からの説明を終わります。

○議長（西岡利昌） 藤田上下水道課長。

○上下水道課長（藤田泰宏） 引き続きまして、議案第24号、議案第25号についてご説明申し上げます。はじめに、議案第24号、令和3年度砥部町公共下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。公共下水道事業会計予算書の1ページをお開きください。第1条、令和3年度砥部町公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入を合計3億2,163万9千円とし、支出を合計3億541万7千円とするものでございます。続きまして、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入を合計3億2,660万円とし、支出を合計4億6,748万2千円とするものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,088万2千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,643万円と過年度分損益勘定留保資金1億1,445万2千円で補てんするものでございます。2ページをお願いいたします。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的は、公共下水道整備事業でございます。限度額は1億7,520万円で、起債の方法、利率、償還の方法は一般会計と同様でございます。第6条では、一時借入金の限度額を5億円と定めています。第7条では、流用について。第8条では、議会の議決を経なければ流用できない経費は、職員給与費で5,308万8千円としています。第9条では、他会計からの補助金について、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億1,500万円と定めています。令和3年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で議案第24号の説明を終わります。続きまして、議案第25号、令和3年度砥部町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。水道事業会計予算書の1ページをお開きください。第1条、令和3年度砥部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入を合計3億5,124万4千円とし、支出を合計3億1,588万8千円とするものでございます。続きまして、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入を合計4億3,850万円とし、支出を合計5億9,492万2千円とするものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,642万2千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,533万3千円と過年度分損益勘定留保資金1億2,108万9千円で補てんするものでございます。2ページをお願いいたします。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的は、水道施設改築更新事業でございます。限度額は3億1,800万円で、起債の方法、

利率、償還の方法は一般会計と同様でございます。第6条では、一時借入金の限度額を2億円と定めています。第7条では、流用について。第8条では、議会の議決を経なければ流用できない経費は、職員給与費で4,412万3千円としています。第9条では、たな卸資産購入限度額を1,000万円と定めています。令和3年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。以上ですべての説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第16号から議案第25号までの令和3年度当初予算の10件については、16人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第16号から議案第25号までの、令和3年度当初予算10件については、16人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置しました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。予算特別委員会正副委員長の互選結果が、議長の手元にまいりましたので報告します。予算特別委員会委員長に東勝一議員、副委員長に三谷喜好議員が互選されました。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。各常任委員会及び予算特別委員会に付託しました議案の審査報告については、3月18日の本会議でお願いします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前 11 時 30 分 散会

## 令和3年第1回砥部町議会定例会（第2日）会議録

|                                      |                                                                                                                            |                                                                                                                              |                                                              |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 招 集 年 月 日                            | 令和3年3月2日                                                                                                                   |                                                                                                                              |                                                              |
| 招 集 場 所                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                                   |                                                                                                                              |                                                              |
| 開 会                                  | 令和3年3月2日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                      |                                                                                                                              |                                                              |
| 出 席 議 員                              | 1 番 高橋久美<br>4 番 原田公夫<br>7 番 佐々木公博<br>10 番 松崎浩司<br>13 番 山口元之<br>16 番 三谷喜好                                                   | 2 番 日野恵司<br>5 番 柿本 正<br>8 番 小西昌博<br>11 番 大平弘子<br>14 番 中島博志                                                                   | 3 番 木下敬二郎<br>6 番 東 勝一<br>9 番 佐々木隆雄<br>12 番 面岡利昌<br>15 番 平岡文男 |
| 欠 席 議 員                              | なし                                                                                                                         |                                                                                                                              |                                                              |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町 長 佐川秀紀<br>教育長 大江章吾<br>企画政策課長 伊達定真<br>戸籍税務課長 門田 巧<br>介護福祉課長 松下寛志<br>建設課長 門田 作<br>生活環境課長 小中 学<br>会計管理者 富岡 修<br>学校教育課長 田邊敏之 | 副町長 岡田洋志<br>総務課長 門田敬三<br>商工観光課長 高橋 桂<br>保険健康課長 池田晃一<br>子育て支援課長 田中弘樹<br>農林課長 大内 均<br>上下水道課長 藤田泰宏<br>広田支所長 山本勝彦<br>社会教育課長 町田忠彦 |                                                              |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                   | 議会事務局長 堀潤一郎<br>局長補佐 楠 耕一                                                                                                   |                                                                                                                              |                                                              |
| 傍 聴 者                                | 1人                                                                                                                         |                                                                                                                              |                                                              |

令和3年第1回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

日程第1 一般質問

・散 会

令和3年第1回砥部町議会定例会

令和3年3月2日(火)

午前9時30分開議

○議長(西岡利昌) ただいまから、本日の会議を開きます。



日程第1 一般質問

○議長(西岡利昌) 日程第1、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に、要領よくまとめて、質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは、質問を許します。16番三谷喜好君。

○16番(三谷喜好) ご指名をいただきました三谷でございます。一般質問をさせていただく前に、町長、このたびはご当選誠にめでとうございます。また、愛媛県の町村会長として、ますますご活躍を期待しております。十分お体に気を付けて、ご健闘していただくことを切望しておきます。さて、今世界的な中で問題になっておりますのが、コロナの問題でございます。いつ、収束が打てるやらわからないような状態の中でございますが、日本経済の中で株価が3万円を示しております。株価というのは、日本経済の体温計だと言われておりますが、果たしてこれが正常な状態かどうか、これも心配の一つでございます。私もこれで82歳、3月の19日で83になりますけれど、歳は最高でございますけれど、老害と言われなように頑張っていきたいと思っております。どうか町長、4年間のご指導、ご格別をお願いいたします。さて、先日町長の施政演説にありましたように、愛果28号、いわゆる紅まどんなの町として、私も一反半ほどの田んぼをやっておりますし、みかんを入れますと三反近くやっております。これは、まだ働ける間は働こうという意欲を持っておる一つでございますので、格別にまたご指導をいただいたらと思っております。次に、私どもを取り巻く中で、いろいろこの経済から始まり、議員の改革、いろんなことがございます。その中で、特に今大きな問題になっておりますのが、セクハラ、あるいはパワハラの問題でございます。これには時効がございませぬし、私ども議員は、職員に対してお前は退職じゃどうこういうことは質問はできません。これは大きなパワハラの原因になります。特に、その上にお酒を飲んでやったら尚更いけません。これは、それが罷免したりできるのは首長さんだけです。首長は採用権もありますから罷免権もあるんですね。それ以外の者がする言いますと、これは当然のこれにかかります。これはもし、こういう事実がございましたら、お互い議員が身を切る思いで改善しなければならないと思うております。さて、本題に入りますが、障がい者に対する災害対応についてお尋ねをいたします。2月15日現在で、身体障害者手帳保持者は1級で297名、2級で114名、療育手帳所有者はAで42名、Bで107名、精神障害者保健福祉

手帳所持者は1級で15名、2級で116名です。そこで、療育手帳保持者及び精神障害者福祉手帳保持者の災害対応に関する2点について、町長にご所見をお伺いいたします。地震、大雨等の災害の対応について、十分対応が出来ているかという事をお尋ねしますと。2点目には、他の市町村では、家族の協力が得られず、私権の保護を主張する場合もあるようでございますが、本町の対応についてはいかがか、その2点をお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 三谷議員さんのご質問にお答えします。冒頭私に対しまして、身に余るお言葉をいただきまして、大変ありがとうございました。はじめに、障がい者に対する災害対応についての1点目の地震、大雨等の災害の対応は十分にできているかのご質問でございますけれども、本町では避難行動要支援者支援マニュアルに基づき、災害時に自ら避難することが困難な満70歳以上の高齢者や障がい者、難病患者で希望する方を対象に、避難の支援を行っております。現在、この支援制度を申し込んでおられる方は、身体障害者手帳1、2級の方が36人、療育手帳保持者が26人、精神障害者保健福祉手帳保持者が9人となっておりますが、潜在的な要支援者の申し込みを促すため、手帳の更新時や障害者施設等で開催する集いの場などの機会をとらえて、障がい者の方々へ制度を周知してまいりたいと考えております。2点目の家族の協力が得られず私権主義を主張する場合の本町の対応についてのご質問ですが、避難の個別計画策定に結びつかなかった例といたしまして、障がいや難病であることを知られたくないといった理由がございました。三谷議員ご指摘の私権保護につきましては、ご本人やご家族のご意向もあり、それぞれの方々へ合った支援の方法が必要であると感じております。本町といたしましては、障害福祉サービス等で支援をする相談支援員やケアマネジャー、保健師などと連携し、ご本人やご家族の状況とご意向を把握したうえで必要な支援に繋げてまいりたいと考えております。以上で三谷議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 今、町長からご答弁いただきました中で、万度にやはり協力と言いますか、今言う私権の保護で体裁が悪いとか、いろんな理由がありましようけれど、そういうので協力していただけない人もいらっしゃるようでございます。しかしこれは根気よく努めてやらなきゃいけないというのが1つと、例を1件だけ申し上げますが、本当に本町で優秀な職員がおるんですね、町長。あることを頼まれまして、その職員にお願いしました。ただね、12月25日過ぎても、年内に便所も壊れとる、壁も剥いどる、本当に死亡寸前の所を職員が救った。救ってくれたんです。ほで、その方今も務めよんですよ。そういう職員が居るんですね、私は自信もって、いろんなこれからの私権の保護といろいろ言われるけれど、必ず介護福祉課には立派な職員が、もちろん全部ではないですけど、特にそういう方がおいでるという事を一口付け加えておきたいと思っております。次に、私がなぜこの質問を今回させていただく、またやったということにつきましては、実は以前私も障害者の問題につきまして一般質問をしたことがございました。そしてそれを広報かなんかで見たんでしょ。尋

ねてこられた女の人、実は昨年10月、私がコロナに罹ったらこの子はどうなるんだろうということに不安になって、高野川へ行って親子が入水するか飛び降りるかという事をいきったそうです。そして前を船が通る。漁船が通ったんですよ。それを眺めて通って済んだら入ろうか、飛び降りるか、足を2人が括ろうかという所まで来たそうです。言語の十分言えない子どもが、ママ寒いとこの一口でふとこの方は我に返って、私はなんていう怖い女だろうと。子どもを産んだけれど、私はこの子を殺す権利はないんだと涙ながらに車に乗って帰ったそうです。涙で前が見えないほど泣いたそうです。助手席で居るその娘さんは寝息を立てて座ったそうです。それを私に言われた時、そういう人もいるんだと。だからあえて今回お願いしたいのは、そういう人も含めて砥部町ではできるんだという事を要望されたのが、今度の一般質問の原点でございます。そこで、南海トラフにおきまして、砥部町で何人かの犠牲者がでます。想定されております。総務課長、何人ぐらいでとらいますか。

○議長（西岡利昌） 門田敬三総務課長。

○総務課長（門田敬三） ただいまの三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。平成25年に愛媛県の方で公表をしております想定被害人数は、死者が砥部町では16人、被害者、負傷者につきましては322人となっております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 町が全戸に配ったこれ、皆さん持っておいでとらいます。これには16人の犠牲者がでると書いてます。できれば町長、私どもは16人を10人にし、10人を5人にして、5人を0にしたいと思って、これ私も要望をし、県と互いが検討したいということで申し上げておるわけでございます。その16人に、もし疾患ないし弱い人で言語障害を持つあるいは十分な通話ができない、あるいはその日に家族が皆仕事に行くとら、地震ですから夜あるやら朝あるやらわかりませんが、そんないろんなシミュレーションを起こして、その中でどうにするか、これは大変難しい作業ですよ。しかし県は、今年からあなたも町村会長の会長になったんですから、3か所を昨日、一昨日発表しましたね、モデル地区を作りたいと。手挙げて砥部町もやったらどうでしょうか。これらのあたり、町長、一つお考えを聞きたいと思つた。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） まず災害につきましては、先ほども言いましたように、シミュレーションの中では砥部町は少ないというふうなことでございまして、また、要支援者につきましては、調べてみますと今独居の方は2名ということで、ほとんど家族と居られるというふうなことで、先ほどの私権主義というふうなこともあったかと思つたけれども、お勤めで留守になって障がい者の方が家に残されて当然だと思つた。そういったこと、災害につきましては、自助、共助と言われておりますけれども、もちろん自助ができない方であろうかというふうに思っております。近所の方につきましても、そういったことを町が要支援というふうなことをなかなかできない人は近所の人にはわかっておるのではないかというふうなことで、この場合、共助が大変大事ではないかというふうにも思っております。地域によりまし

ては、共助の事を大切に思って、区によっては区長さんが相当力を入れておられる区もございます。そういったところを十分私どももしていかなければならないというふうに思っておりますので、近所の人というのは大変な役目を果たすというふうに思っておりますので、また議員の皆様方もそういったところをしっかりと力を入れていただきたいというふうに思っております。

○議長（西岡利昌） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 私も議員になったぐらいですか、例の銚子ダムの折に災害によって2人の方が亡くなった経験しておりますので、やっぱり町長、できればけがぐらいで済むように。16人見とるから16人でオッケーだよじゃなくて、さっきも言いましたように16人が10人に、5人になって0になるように、今後お互いが協力しおうてですね、やっぱりその0を目指して頑張りたいと思います。多弁になりましたけれど、そういうことを考えての質問でございましたので、優秀な介護福祉課の職員もおりますので、なお課長、一層努力してください。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 16番三谷喜好君の質問を終わります。9番佐々木隆雄君。

○9番（佐々木隆雄） 9番佐々木隆雄でございます。私は、先日の佐川町長の施政方針を聞きまして、町長就任以来、一貫して住民主人公のまちづくりを進めるという事を常に言っておられましたし、今回も常にそのことを念頭に置いて、今期努めてまいりたいというふうな決意を語られたというふうに理解をいたしました。私も、この町長の施政方針に基づき、今回は主要施策の1点目、それから7点目を中心に、私が今回の選挙で町内を回った中でお聞きした声を関連させて質問をさせていただきたいと思います。まず1点目は、本町に住むすべての住民が感じる心と身体の安らぎというふうな項目の所に関連して、1点目で町独自のPCR検査、また検査に対する補助の実施をしてはどうかというふうなことを取り上げました。昨年9月にも似たような質問もさせてはいただいているんですが、重なることをご了承くださいませ。まず、ワクチンの接種事業にいよいよ取り組もうというふうなことで、これについては多くの国民、町民の方が安心することと思います。私ども日本共産党が発行しておりますしんぶん赤旗が2月9日から11日にかけて47都道府県の担当者の方に、医療機関や高齢者施設などで、感染者が判明していない場合にも職員や入居者に対するPCR等の検査、これを実施しているかどうかについて調査を行いました。愛媛県では、この時点では今後実施を計画・検討しているというふうな回答がありました。高齢者は新型コロナウイルスに感染した場合、重症化しやすく、無症状者をいち早く発見することが必要ではないでしょうか。新規感染者の減少に伴うPCR検査数はこの間の状況を見ても第2波、第3波を招いてしまいました。こういったことを教訓にして、町独自でも施設等におけるPCR検査の実施、また検査に対する補助を実施してはいかがでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。2点目も先ほどの主要施策の1と関連いたします。75歳以上の医療費の窓口負担2倍化による影響がどのようなものがあるのかというようなことについてでございます。75歳以上の医療費の窓口負担を現行の1割から2割に引き上げることを柱とした医療制度改革関連

法案が、国会に提出されました。2022年度後半から導入する計画で、対象は、単身の場合は課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上、夫婦ともに75歳以上の場合は年収合計が320万円以上の世帯で、約370万人が対象となる予定でございます。そこでまず、町でのこういった方、対象者の数、また一人当たりの負担額がどれくらいになるのか。そういう見通しがどうなっているのかということでございます。コロナの影響で今でも受診抑制の傾向にあり、さらに加速されるのではないかと懸念されますが、町長のご所見をお伺いします。なお、この点については先ほど言いましたように、選挙戦で回ってる中でも、具体的に私、対象になるのかどうかわからないけどもというふうなことも含めて、やはり不満というか不平とか、不審な事だとか、いろんな声が寄せられましたので、ぜひ砥部町での実態についてもお聞かせいただきたいというふうに思います。3点目は、主要施策でいきましたら7番目に入りますが、多くの人々が訪れる交流の活動のまちの実現というふうなところに関連して、道の駅ひろたのちびっこ列車の移設についてでございます。道の駅ひろたのちびっこ列車は、現在施設から離れた場所に設置しております。利用するにも事務所に申し出る必要もあります。これも2016年、平成28年度に1度質問させていただいた経過もでございます。ちびっこ列車を施設の周辺に目立った所に移設するという考えはないでしょうか。町長にお伺いをいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えします。はじめに、町独自のPCR検査、検査に対する補助の実施についてのご質問ですが、現在、県においては、高齢者福祉施設、障害福祉施設に新規入所される方で、自主的にPCR検査を実施した場合に、検査料の一部が補助されております。当該制度は、令和2年度末で終了いたしますが、本町に住民票を置く65歳以上の新規入所者につきましては、自己負担なしでPCR検査が受けれるよう町独自で支援してまいりたいというふうに考えております。補助の時期や詳細につきましては、県や中予圏域の市町の動向を見て判断してまいりたいというふうに考えております。次に、75歳以上医療費窓口負担2倍化による影響についてのご質問ですが、まず、本町における令和3年1月1日現在の対象者につきましては、後期高齢者医療の被保険者が3,414人で、そのうち窓口負担が2割になるのは520人程度と見込んでおります。また、一人当たり負担額につきましては、現在の年間平均負担額は一人当たり約7万8千円で、2割負担となりますと、15万6千円となりますが、国は急激な負担の増加を抑制するため、改正法施行後3年間は経過措置を設ける予定であり、この期間は、年間で約2万6千円程度増える見込みでございます。また、佐々木隆雄議員ご指摘の医療機関の受診がさらに抑制されるのでは、との懸念についてでございますが、後期高齢者は基礎疾患を持つ方が多く、服薬管理が重要であり、定期的な医療機関への受診が必要でございます。そのため、健診や各種健康教室、保健師の訪問などの機会に、適切に医療機関を受診するよう、支援・指導を強化してまいりたいと考えております。最後に、道の駅ひろたのちびっこ列車の移設についてのご質問ですが、平成28年第3回定例会での同様の一般質問をいただいております、これまで案内表示や運行方法

の改善を図ってまいりましたが、移設につきましては、関係者と協議・検討の結果、適当な場所がなく、実現は困難と考えております。私いつも思っておるんですけども、場所があれば移したいというふうに思っておりますが、なかなか老朽化もしておりますので、今の現状ではなかなか難しいと考えております。運行実績は年間100回程度となっておりますが、設置後20年が経過し、施設の老朽化も見られることから、今後も通常のメンテナンスをしながら、現状の運行を継続する方向で考えておりますので、ご理解いただければと思います。以上で、佐々木隆雄議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 9番佐々木隆雄君。

○9番（佐々木隆雄） 1点目の所はまず、町単独でも一定の範囲でやりましょうというふうなことなんで、非常に安心をいたしました。また、あと大平議員さんの所でのワクチンの関係の質問がございますので、あんまりにそのことに触れるつもりはありませんが、ただ、ワクチンもですね、ご存知のようにまだまだ見通しが十分立っていないような状況なものですから、やはりワクチン接種だけでコロナが収束するんだというふうなことではなくって、やはり、今だんだんと感染者数も減ってはきておりますが、こういった余力のある所で逆にもっともっとPCR検査なんかを中心にやっていけば本当にコロナの収束に近づいていくのではないかとというふうなことを私は感じております。そういった意味で、少し気になることがあるんですけども、これは担当課長に聞いた方がいいんかと思うんですが、今、変異株というのがたくさん増えてるようなんですが、この変異株というのはどういうふうなことなんでしょうか。それから更に、最初はイギリスのものだったのが南アフリカのものが入ってきたり、更にブラジル株が入ってきたりだとかいうふうなことで、非常に感染力が強いというふうに言われておりますが、こういうふうなものが新しいものが出てきているというそういう不安があるものですから、そのへんをちょっと聞かせてください。

○議長（西岡利昌） 池田保険健康課長。

○保険健康課長（池田晃一） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。まず、変異株とは何かについてなんですが、コロナウイルスに限らずウイルスというのは、単細胞の中に寄生してコピーを行って増殖をしていくというものなんですが、そのコピーの段階である程度遺伝子にエラーが生じます。エラーが生じて新しい、若干性質が異なるものが生まれた時に変異株が発生したとみなされる場合があります。ご指摘のとおり、現在着目されている変異株というのが、イギリスと南アフリカ、ブラジルの3種類が取り上げられております。この中で特に今、データとして私が把握しているのは、イギリスの変異株についてはおっしゃる通り、感染力が若干強いというものですが、確かわずかそれも数パーセント程度の事でしょうから、ほとんど誤差に近いと思います。南アフリカやブラジルの株については現在情報がございませんので、お答えしかねます。いずれにしろ、これら変異株に対しても特にイギリスの株と南アフリカの変異株については、現在の予定しているコロナのワクチンが効くとされておりますので、そちらに期待をしたいと思います。以上です。

○議長（西岡利昌） 9番佐々木隆雄君。

○9番（佐々木隆雄） ありがとうございます。国立感染研究所の所ではですね、2月の12

日の時点で現在の検出は限定的ではあるが、国内の蔓延状況は過小評価されているという可能性があるというふうな指摘もあるようですので、更に国の方でしっかりとそのへんの対応はしていくことが必要ではないかなというふうに思います。あと、全国のPCRの検査の件数がですね、だんだんとさっきも言いましたように減ってはきております。1月の14日、これがピークで9万766件でした。2月の9日には4万4,053件と半分以下になっております。さっきも言いましたように、感染者数が減少した時に検査数も減って、そして感染を抑え込むのをしっかりとやらなかったというふうなことが先ほど言いましたが第2波、第3波に結び付いたんだというふうな事なんで、そういう意味では何回も言いますが、しっかりと検査をする事というのがまず必要ではないかというふうな事を改めて言っておきたいと思います。あと、もう一つ私の方で少し調べてみましたところ、ワクチンの接種が進んでも感染の収束までにはまだまだ時間がかかるというふうなのが多くの専門家の方の意見ではありますが、感染力の高い変異種、今言いましたようなこととか、抗体が十分効かない変異株の出現もやはり警戒が必要だというふうに思われます。やはり検査を強めるというふうなことが当然必要になってくると思います。あと、もう一つはですね、ワクチンの効果のところまで今課長の所はですね、ワクチンで効きますというふうな事だったんですが、変異株の中には抗体が効かない逃避変異もあるというふうな指摘もあるというふうな事も言われてるようです。ですから社会の中でワクチン接種が始まっても、この効果が十分に確認されるというふうなところでは、もう少し時間がかかるというふうな事も片方で言われておりますので、そのへんは点検等々、国の方にも求めていってほしいと思います。少し申し訳ございません。3番になってしまいました。2点目の所に移らせていただきます。元々この医療制度は、75歳の後期高齢者医療制度を思い起こせば08年の4月に開始いたしました。それからずっと原則1割負担が続いてきました。政府もこの1割負担が高齢者が心配なく医療を受けられる仕組みというのをずっと強調してまいりました。ところが、安倍晋三前政権がその姿勢を転換して、2019年の12月に全世帯型社会保障検討会議というものの中間報告の中で、2割負担導入の方針を示しました。それを引き続いた菅さんがこの結論を出そうという事で国会に提出している次第でございます。社会保障費を削減するために、財務省や経済連などが原則2割負担にする事を要求をして、可能な限り広範囲という事を負担増の対象にすることを提案しております。最初は対象になる年収の範囲が限定されても、一旦1割負担原則が崩されればこれを突破口に対象が広がり、2割負担原則化に繋がるそういう危険性もあるんじゃないでしょうか。例えば消費税がそうだったと思います。最初から10%というふうな事ではなかったんですが、3%、5%、8%、10%とというふうな形で、どんどんどんどん引き上げられてきております。菅さんは、今回の負担増は現役世代の負担を減らすという事を口実にしておりますが、実際には、この現役世代の負担軽減は1人あたりわずか年350円だそうです。町長、老人医療費、かつては国の負担が何パーセントだったんでしょうか。ご存知ですか。

○議長（西岡利昌） 池田保険健康課長。

○保険健康課長（池田晃一） 佐々木議員のご質問にお答えします。過去、高齢者の方の医療費負担というのは、昭和48年から57年までは無料でした。58年から定額で外来が月400円、平成9年から1日1,000円、平成13年から定率1割負担ということで推移をしてきまし

た。それから平成20年に後期高齢者医療制度が新設されましたので、そのときに75歳以上については1割負担、70歳から74歳までが2割負担という現状が続いております。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今、制度が国の方へ提出されたというふうな事で、この砥部町議会でこの議論が、佐々木議員さん思とる議論を私どもが答えないかんかどうかというのは、十分検討してください。

○議長（西岡利昌） 9番佐々木隆雄君。

○9番（佐々木隆雄） 突然の質問で申し訳ございません。いわゆる老人医療費という枠でくくると45%、元々国の方が負担してたという事なんですけど、現在国庫負担割合が35%までになってるというふうなことでございます。全国の知事会でも、この医療制度のやっぱり根本からやり直しも必要じゃないかというふうな提言もされてるようなんですけども、やはり確かに国の問題ではあるんですけども、やはりこの町民の所にも先ほど数字でもですね、520人程度ですというふうなことでもあるんですけども、やはり1人7.8万円が単純には倍という事になれば15万6千円だというふうなことでですね、負担が増えてくるというふうな事で、やっぱり制度そのものを見直すというふうな事が必要かと思っておりますので、ぜひともですね、砥部町の方からも国の方にもっとこの国庫負担の割合をやっぱり昔のようにもっと引き上げてはどうだというふうな提言もしていただく事も重要ではないかと思っておりますので、そのへんはぜひ、町長の方にもお願いしておきたいと思っております。3点目の方に移ります。年間で大体100回程度というふうな運行をしておるというふうな事もありました。昨年から今にかけてもコロナの影響もあって、十分に団体で利用するだというふうなことも難しいかなという事があります。町長の答弁でもありましたようにですね、本当にスペースがあれば移してもいいというふうな事なんですけども、改めてあのすぐ下というふうな事の限定ではなくて、もう少し広田地域の中で、場合によってはこちらの砥部地区でもいいとは思いますが、せつかくいいものがあるもんですから、ぜひ活用をしてほしいなというふうなことが要望として出されております。それから、このちびっこ列車の事で少し広田の方に聞いてみましたら、これは直接私がこの管理運営者から聞いたんではないんですけども、今年度ですね、来年度、もう4月から来年度になりますが、来年度以降はちょっと運行大変なんでようやらんかしらんねというふうな話もあったというふうな事を聞いたんですけども、それについては何か広田の支所長、お聞きではないですが、突然で申し訳ありませんが。

○議長（西岡利昌） 山本広田支所長。

○広田支所長（山本勝彦） ただいまの佐々木隆雄議員のご質問にお答えさせていただきます。広田支所の方に今年の4月からちびっこ列車の運用についてですが、現在広田保育所等の遠足等にもちびっこ列車の方は活用の方はしております。指定管理の方から中止をする、運営難しいというような情報というか連絡は今のところはございません。以上で佐々木隆雄議員のご質問の回答とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問にお答えをいたします。今、道の駅につきましては、指定管理に委託をしております、その中の協定書の中で付帯施設としてこどもの列車とい

うのは入ってますので、これを地元の人が一方的に辞めるとかそういう事を話すことはできないというふうに思っておりますし、町に十分相談がきてからの話だというふうな事で、そういう噂の話はなかったという事でいいんじゃないかというふうに思います。

○議長（西岡利昌） 9番佐々木隆雄君。

○9番（佐々木隆雄） 先ほど申しましたように、直接私が指定管理者から聞いたという事ではなくって、町民の所からそんな話があったという事で、今の町長の答弁です、しっかりと指定管理の中身に項目として掲げておるので、一切そういう事ありませんという事でそれを安心をいたしました。何分、2016年に質問した時にはですね、ちょっと場所が不便だし、高齢の方がお孫さんを連れてきてもなかなか一緒に行けないというふうな声もあったというふうな事もちょっと紹介させていただいたかと思えます。改めてですね、やっぱり交流をしようというふうなことを項目として掲げてもおられますし、さっきも言いましたように子どもたちには大変人気のある列車ですから、もっともっと活用をして、砥部を、広田をもっとたくさんの人に訪れていただけるような事にしていただきたいと思いますというふうな要望を伝えまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（西岡利昌） 9番佐々木隆雄君の質問を終わります。1番高橋久美君。

○1番（高橋久美） 1番高橋久美でございます。寒の戻りを繰り返しながら一雨ごとに春を感じる季節になりました。春を指す英語のスプリングは跳躍という意味がありますが、大衆とともにという公明党の立党精神の元、町議会に送り出していただいた町民の皆様のお声を町政に届け、女性の視点とともに大きく飛躍できるよう力を尽くしてまいりたいと思えます。議長のご許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。1点目ですが、とべ温泉湯砥里館での入浴着着用と乳がん患者の入浴着購入補助について。乳がんは、女性がかかるがんの中では近年、最も頻度の高いがんとなっております。乳がんの手術を受けた場合、身体に手術痕が残ることは女性にとって大変辛いことです。温泉や銭湯のような公衆浴場での入浴は、諦めている方が多いのではないのでしょうか。先日の愛媛新聞の記事を拝見して、手術痕を隠す乳がん患者用の入浴着があることを知りました。傷跡で周囲の方を驚かせたくないとのメールがきっかけとのこと。利用客同士のトラブルを避けるため、女性用脱衣室に入浴着OKのポスターを掲示し、道後温泉でも利用を認めております。湯砥里館でも乳がん患者が、安心して利用できるよう配慮してはどうでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。また、乳がん患者の術後ケアとして、入浴着の購入補助について取り組む考えはないか、町長にお伺いいたします。2点目ですが、発達障がい及び不登校児童生徒への学校における取り組みについてお伺いいたします。発達障がいのある児童・生徒については、以前は情報がなかったためにしつけができていないとか変わった子扱いされて、唯一のコミュニティである学校に居場所がなく、理解されない行動に親子共々辛い思いをしておりました。近年一芸に秀でた有名人のカミングアウトなどにより、様々な発達障がいが世に知られるようになりましたが、病名のつかないグレーゾーンの子どもたちも多いと感じております。また、学校の対応もまちまちで、先生の理解度によって差があるのは否めません。特に小学校1年生、中学校1年生は、環境が変わり自分のことを知らない同級生や上級生に誤解され

る危険性があり、それがいじめや学習遅れ、不登校に繋がり、高校進学など今後の人生に大きく影響していくと考えられます。そこで、下記の点について教育長にお伺いいたします。1つ、支援員の付く子どもは、現在何人いるのか。2つ、指導にあたり先生はどのような研修を受けているのか。3つ、幼稚園、保育所、小学校、中学校ひいては高校まで、情報の共有はできているのか。4つ、GIGAスクール構想で整備されるタブレット端末の効果的な活用として、不登校や学習の遅れがちな児童生徒へのオンライン授業に活用してはどうか。これをお伺いいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 高橋議員のご質問にお答えします。はじめに、とべ温泉湯砥里館での入浴着着用と乳がん患者の入浴着購入補助についてのご質問ですが、入浴着の着用については、これまでご要望やご意見をいただいたことはございませんが、現状も入浴していただくことができます。ただし、入浴着の着用に関しましては、高橋議員ご提案のとおり、患者さん自身が安心して利用できるよう周囲へ配慮すべき事だというふうに思っておりますので、利用者にご理解いただけるよう、ポスター等により啓発を行ってまいりたいというふうに考えております。また、乳がん患者に対する入浴着の購入補助につきましては、乳がんに限らず、手術痕や脱毛など、がん治療による外見の変貌を、入浴着やかつらなどの用具で補正することが、がん患者の心理的負担を軽減し、社会参加を促進するものだと考えておりますので、本町におきましても、県内市町の動向を踏まえながら、これらの補正具購入に対する助成を検討してまいりたいというふうに考えております。次に発達障がい及び不登校の児童生徒への学校における取り組みについては、教育長が答弁をいたします。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 高橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。発達障がい及び不登校の児童生徒への学校における取り組みについてというご質問でございますけれども、教育委員会では、障がい児の有無に関わらず、合理的配慮のもと誰でも同じ環境で教育を受けることができるインクルーシブ教育の実現に向けて、関係機関と連携をして、誰一人取り残されない教育を念頭に置き、学校生活支援員の適正な配置など校内体制の確立に努めているところでございます。それではまず、ご質問の1つ目でございます。支援員の付く子どもは、現在何人いるかということでございますけれども、幼稚園、保育所、こども園につきましては10人、小学校は32人、中学校は1人の43人でございます。そして30人の支援員を配置をしております。支援が必要な児童生徒につきましては、巡回相談員が幼稚園、保育所、小中学校を巡回して相談を行い、指導方法や支援員の必要性についての意見をいただき、個々に応じてきめ細かな支援を適確に行っていくために、教育相談により、保護者と十分な協議を行っております。その後、教育相談の所見、保護者の希望、担任の先生の意見等を踏まえ砥部町教育支援委員会で支援員の配置の可否を判断をしております。ご質問の2つ目でございます。指導にあたり、先生はどのような研修を受けているかということでございますけれども、夏季休業中に実施する特別支援教育研修会や、特別支援連携協議会研修部会の研修会、

また、教職員向けの校内研修を特別支援教育コーディネーターが中心となって実施をしております。また、3人の巡回相談員を学校に派遣いたしまして、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の指導の内容やその方法に関する助言や相談の支援も行っているところでございます。次に、ご質問の3つ目でございます。幼稚園、保育所、小学校、中学校で情報共有はできているのかということでございますけれども、支援の必要な児童生徒への切れ目ない支援体制の整備・充実を図るために、校内委員会で実態把握を行い個別の指導計画に反映させることを努めております。また、教育相談時には現の担任と入学予定の小中学校からの担当教諭が同席をいたしまして、今後の対応や、幼稚園、保育所等から小学校、中学校へと繋がっていく個別の教育支援計画を作成するなど、子どもへの理解と支援体制を共有しており、途切れることのない支援ができていますものと思っております。最後に、ご質問の4つ目でございます。GIGAスクール構想で整備されるタブレット端末の効果的な活用といたしまして、不登校や学習の遅れがちな児童生徒へのオンライン授業に活用してはどうかということでございます。この件につきましては、不登校や学習の遅れがちな児童生徒に対し、学習機会を提供する有効な手段の一つであるというふうに認識をしておりますし、先進自治体の例では効果が認められたということも報告されてございます。タブレットが整備されたことによりまして、教師の負担が増えたということではこれは困ります。授業の質を向上させ、効果的に授業を展開することで、子どもに向き合う時間を確保するというのも重要でございますので、活用方法を十分に精査しまして、オンライン授業も含めて、児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援が行えるよう検討を進めてまいりたいと思います。児童生徒を取り巻く環境は、年々複雑化、多様化しており、不登校をはじめとする学校内外での諸問題への対応には、教職員とは異なる専門性、第三者性を有する者の支援が今や不可欠となっております。日々の見守りによりいじめの予兆を見極め、早期解消に努めるとともに、増加傾向にある不登校児童生徒への対応を強化する所存でございます。以上で、高橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 1番高橋久美君。着席してから言ってください。1番高橋久美君。

○1番（高橋久美） 失礼いたしました。先の入浴着の件ですが、検討していただけるといいう事で大変嬉しく思っております。小さな声を拾って掲載しました新聞から反響が始まりまして、こうやって全国に波及していくという事はとても嬉しい事だと思っております。入浴着の形容とかは新聞でご覧になった方も多いと思いますが、いろんな形がありまして、女性の希望に沿った内容になっていければいいなと考えております。また、このポスターは松山市の保健所が衛生課でございしますが、2019年に作成したものだそうです。厚生労働省の通知を受けて作ったものだ聞いておりますが、入浴直前に着用し、浴槽に入る前に付着した石鹸などをよく洗い流すなど、清潔な状態で使用するなら衛生上問題なしと説明しておるそうです。ホームページでも公開しておりまして理解を呼びかけておりますが、本町でも乳がん検診の啓発にもなると思います。本町ならではの工夫を加えたポスターなど作成いただければ幸いです。いかがでしょうか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 松山市の例はございますので、砥部町としてのふさわしいポスターがあれば十分検討したいというふうに考えてます。

○議長（西岡利昌） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋桂） 先ほどの高橋議員さんのご質問について、補足でご説明いたします。入浴着についてのポスターですね。とべ温泉についてのポスターなのですが、現在作成しまして、こういう形で入浴を着用しての入浴ご理解をお願いしますという事で、こういう形で提出させていただきまして、広報をしていきたいなと思っておりますので、またよろしくお願いたします。以上です。

○議長（西岡利昌） 1番高橋久美君。

○1番（高橋久美） 早速の対応ありがとうございます。できればもう少し大きなサイズでいただければ見やすいと思いますのでよろしくお願いたします。2点目でございますが、先生が研修を受けていらっしゃるということで、一応の知識はあると理解はしておりますけれども、それでも児童生徒の対応に困った時、相談できる所はあるのでしょうか。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 高橋議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。先生方が困った時という事でございますけれども、現在、小学校、中学校にスクールソーシャルワーカーであるとか、そういった専門の方を雇用しております。ご承知のとおりだと思いますけれども、ハートなんでも相談とかですね、スクールソーシャルワーカーとか、あと、そういった相談事業というのをやっております。そういった専門の方々にですね、相談をすることができるかと思えます。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 1番高橋久美君。

○1番（高橋久美） 支援員についてですが、学校では一番身近にいて、子どもにとって頼りになる存在です。先生と同様、専門的な研修は受けているのでしょうか。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 高橋議員さんのご質問の答弁をさせていただきます。研修につきましては、先ほど教育長の方から答弁ございました。内容につきましては、まず砥部町特別支援教育研修会というのをやっております。これは、通年でございましたら全員の支援員さんをですね、集合させていただいて行うんですが、元年度につきましてはコロナ禍の影響で実施はできておりません。その代わり文書等の配布でですね、意思統一は図っておくようにしております。そのほか、特別支援教育の支援連携協議会研修部会の研修、それとかあと、教職員向けの校内研修を特別支援教育コーディネーターを中心に実施をしております、それぞれ先ほど申し上げました研修部会の研修につきましては半日程度、最後に申し上げましたコーディネーターを中心になっての研修につきましては、各校でですね、やっております大体1時間程度の実施とさせていただきます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 1番高橋久美君。

○1番(高橋久美) ありがとうございます。3点目の幼稚園からできれば高校までですが、情報の共有についてのご答弁でございますけれども、公明党の地方議員のネットワークで調べましたところ、松山市が発達障がいについての情報の一元化、窓口の一元化が再来年を目途にできる予定と伺いました。伊予市はすでにできております。東予地域の全市もすでに整備されており、松山市の市議員が四国中央市に視察に行かれたようです。これを元に作られるのだと伺いました。我が町でもアフターコロナになると思うのですが、視察に行かせていただいて、お子様の為になる、お母様も安心していただけるようなシステムができればと思います。今のご答弁ですと、担任教諭とか担当のソーシャルワーカーさんとかも居られると思うんですけども、その人物が代わった場合、情報が伝わらない恐れがあります。実際に選挙でご挨拶回りに回っております時に、発達障がいのあるお子さんのあるお母さんがその事を理解してもらいたいが為に、一生懸命学校で頼ったところ、感情的になってしまっただけでかえってトラブルになったと伺いました。辛い思いをするのならもう砥部町に居られないとまで思い詰めておられ、大変辛い思いがいたしました。その方は5人のお子さんがおられ、4人のお子さんが発達障がいです。上のお子さんには間に合いませんが、今小学校に居られるお子さんが進学されるまでにちゃんとしたシステムができることを望んでおります。ぜひとも導入を考えていただきたい。周りの市にあるのであれば、参考にして確立できるよう力を尽くしていただきたいと思っております。また、GIGAスクール構想ですが、昨年9月の定例会で松崎議員も取り上げられましたが、今ハード面が整いまして、新学期から1人1台タブレットが配布されます。ただ、先生の負担が増えるのは困るというのは皆様の見解と同じなんですけど、できれば民間企業のアプリの活用や、ITの専門知識を持った支援員の配置などは考えておられますでしょうか。先生の負担を減らして、目的に合った質の高い授業を確保するために必要な事だと思います。例えば英語のALTの先生のような専任にするとか、人数に限りがあると思いますので、巡回で回っていくような感じで雇用を検討していただくと先生も安心して授業に取り組めるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長(西岡利昌) 大江教育長。

○教育長(大江章吾) 高橋議員さんのご質問にお答えをいたします。議員さんおっしゃるとおりでございます。やはりこれから新しい教育が始まるという事でございますので、やはり先生方もいろんな不安がございます。目の前にやはりGIGAスクール構想、やっぱり1人1台のタブレット、これをどういうふうにして、どういうふうを活用して授業を進めていくかにつきましては、先ほど私が答弁したようにですね、やはり先生の負担になっては困ります。やはり内容を充実して子どもに向き合う時間というものをしっかりと取っていくことが本当に大切だと思います。そういう事をこれで先進地によりますと、やはりオンライン授業というご質問の中にごございましたけれども、これをどうしていくかという、これは本当に将来的に検討をすべき事項でありますし、すでに他の自治体ではですね、もう研究に入っているという所もございます。それでその具体的な動き方として、やはり先生の負担を減らす

ために、じゃあ先生をどういうふうに配置するのか、どういうふうに担当を付けていくのかという事を十分検討するという事も必要でございますので、このあたりについては、先生の負担軽減につきましては将来に向かっての本当課題でございますので、十分検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 1番高橋久美君。

○1番（高橋久美） 早急な対応をご要望いたします。最後になりましたが、今ワクチン接種が話題になっております。円滑なワクチン接種体制の構築の為に、公明党のネットワークを活かして、全自治体に聞き取りの意向調査を実施しております。先日、保険健康課の池田課長にご協力いただきました。八幡浜出身の厚生労働副大臣、山本博司参議院議員がワクチンの担当でございます。現場の生の声、町民の生の声を直接挙げていく、臨機応変に対応していく事はとても大事な事だと思っております。これからも町会議員として、また1人の母として、皆様のお声を届けてまいりたいと決意しております。今日は初めての一般質問でして、慣れぬことも多く失礼もありましたが、ご清聴いただきましてありがとうございます。以上の事を要望いたしまして、私の質問を終わりといたします。

○議長（西岡利昌） 1番高橋久美君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は午前10時55分の予定です。

午前10時39分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。2番日野恵司君。

○2番（日野恵司） 2番日野恵司でございます。まず最初に、先ほどの高橋議員もそうでございますが、私たち新人議員にこのような質問の機会を与えていただきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。私の方からは、2点の質問をさせていただきます。まず1点目は、この内容につきましては、今までにも先輩議員の方がかなり熱心にですね、ご質問された内容でございますが、それだけにこの地域が非常に皆さんが心配されてるというふうなことでございますので、あえて私もこの内容についてご質問をさせていただいたらと思っております。まず1点目は、高尾田、八瀬区の水害対策でございます。この地域は皆さん方ももうご存知のとおり、城南Aコープから森松の橋詰めまで、いわゆる久谷森松停車場線、この県道沿い、それとその隣接をしている八瀬区の問題でございます。毎年このあたりは元々土地の低い所でございますので、砥部町の防災マップなんかでも示されておりますように、万が一にも重信川が氾濫をすれば3メートルから5メートルの浸水があるという場所でございます。それだけにこのあたりの住民にとっては、非常に心配していることだと思われまして、毎年台風シーズンになりまして、大雨が降りますと、重信川の水位が当然ながら上がります。

それに流れ込んでる砥部川がありますが、こちらもちろん水位が上がってまいります。ここにこの地域からは2本の水路が最終的に1本になって砥部川に流れております。砥部川の水位が上がりますと、当然ながら水路の面も低いわけでごさいます、逆流を砥部川の方から水がする可能性があります。そうしますと、そこに八瀬樋門という樋門がございます。そこを閉めます。逆流を防ぐためにそこを閉めるような状況になります。そうなりますと結果はおのずでごさいます。水路の水のはけ口が無くなると。したがって、今までであれば国交省の方からポンプアップ車をお借りをして、そこにホースを付けて砥部側の方に放流すると。こういうのが毎年の恒例みたいなものでございまして。皆さん方も知ってのとおり、ここには多くの毎年でございまして、そのシーズンになりますと消防団員の方が来られてですね、砥部川の水位の状況、あるいは水路の水位の状況を確認されると。こんな光景が毎年ございまして。皆さん方も知っておるとおり、平成29年9月の17日でございますが、台風18号によりまして、今までにない大雨が時間に降ったわけでごさいます。いろいろな悪条件があったかと思いますが、この水路の水位がですね、いわゆる久谷森松停車場線まで水位が上がってくると。こういう状況になりまして、この地域の多くの家屋が床下浸水、あるいは一部床上浸水を起きたわけでごさいます。今は、その被害後は砥部町の方でも対策を打っていただきまして、自前のポンプアップ車を購入していただいております。それでもって、大雨のシーズンにはそこにいち早く配置をしていただいて、その対応をしていただいているのが現状でございまして。しかしながら、災害はそこだけではないように思います。例えば砥部町、いろんなその大雨が降りますとですね、あそこの場所だけじゃなしに、また低い場所、その赤坂泉の方も低いわけでごさいますので、そのあたりなんか事あると。そういう時にすぐに対応できる事はなかなかできないんだらうというふうに思われます。したがって、この地域の住民にいたしましては、二度とあのような大惨事を起きないためにも、根本的な対策が必要ではなかろうかという事を切に願っております。この地域の水害対策について、町長のご所見をお伺いしたいと、このように思っております。2点目でございます。人口減少についてでございますが、少子高齢化の時代、この問題を解決するのは非常に難しい要素がございます。おそらく本町だけではなくて、愛媛県下全部の市町村がこの問題は課題として挙げてる内容ではなかろうかと思っております。砥部町におきましても、第2次砥部町総合計画の中で、2025年には2万人の人口を割るといふような事が予想をされております。3月現在で人口が2万693人でございますので、このままいきますと少し予想よりも早く2万人を割るんではなかろうかというのが予想されるんじゃないかならうかと思っております。人口減少につきましては、様々な方面に影響を及ぼす問題だと思われます。特に経済の影響は大きく、税収の減収により、現在行われている支援策、いろんな支援策がございまして、こういったところの支援策の減額あるいは廃止、さらには一番懸念しているのは個人負担が増えることでごさいます。このような問題を少しでも改善できるようなそういう取り組みが住んでみたいと思えるようなまちづくり、これに繋がると確信をしております。今現在、人口減少対策について特に力を入れて実施している内容についてご所見をお伺いしたいと。その中の一つとして、移住者

住宅支援事業というのがございます。砥部暮らしの中にも載っておる項目でございますが、昨年1年間の相談件数及び利用実績についても併せてご所見をお願いしたいと思います。以上2点、ご質問をしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 日野議員のご質問にお答えします。はじめに、高尾田地区、八瀬地区の水害対策についてですが、両地区は大半が平坦な地形であり、洪水時には重信川及び砥部川の水位上昇により、堤内側の雨水が排水されず、度々、浸水被害が発生しております。ご指摘のあった平成29年9月の台風18号による被害を踏まえ、初期初動の拡充のための排水ポンプ車の購入、国及び県による河川に堆積した土砂の除去などの対策を講じてまいりましたが、抜本的な解決のためには、ポンプ場等の排水施設整備が必要であると考えております。現在、排水施設の候補地や規模の検討、概算費用の算出等といった概略調査を実施しております。これらの調査結果がまとまりましたら、議員の皆様とご協議させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。次に人口減少対策についてですが、1点目の現在、特に力を入れて実施している事業は、施政方針で申し上げました未来を担う子どもたちが、たくましく健やかに育まれるまちの実現、そして地域資源を活かし、人々が交流するまちの実現に向けた事業で、待機児童解消に向けた公共施設の効果的な活用方法の検証、妊娠期から乳幼児期における切れ目のない母子活動支援の充実、地場産業、産地を担う人材の育成、さらに、今年度末に完成する光ブロードバンド整備などが挙げられ、移住対策や企業誘致において効果的であると考えております。2点目の移住者住宅改修支援事業における昨年の相談件数と利用実績ですが、相談件数は4件で、利用実績はございませんでした。人口減少問題は、ご指摘の経済への影響に加え、産業の後継者問題、耕作放棄地問題、空き家問題など、取り組むべき課題が多様化しております。そのような状況におきまして、住んでみたいと思っただけのまちづくりには、まず、町民の皆様には、我が町に愛着や誇りを持っていただき、町外の方には、本町の魅力を発信し、本町を訪れてみたいと思っただけことが重要であると考えており、引き続き必要な対策を講じてまいりたいと考えております。以上で、日野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 2番日野恵司君。

○2番（日野恵司） 今の佐川町長のご答弁いただきまして、本当にありがとうございます。今まで本当にこの地域の住民にとりましては、ここが正直言えばネックになっております。今日なんかでも雨が降っておりますが、雨が降るたびにですね、表に出て住民の方はですね、この水路の水位を見るとかですね、そういう光景をよく見かけるところでございますので、ぜひ今のお答えからしますとですね、少しでもやっていただけるということで理解をいたしましたので、ぜひその方向で進んでいただきたいというふうに思います。念のためにですが、建設課長の方にちょっとお伺いしたらと思うんですが、元々もうあそこの砥部団地ができておりますけれども、いわゆる久谷森松停車場線と伊予川内線、この間に挟まったですね、県団地

から水路が流れてきております。それがちょうど今の八瀬樋門の所に一つになって流れてきておりますけれども、この面積、あそこに降る雨の量、いわゆるポンプアップ車が導入しなければいけないぐらいの雨が降ったと仮定した場合にですね、あの地域にあの一つの水路で賄えるかどうかですね。今となってはそういう話をしてもいけないんですけども、最初からですね、そういう私は懸念をしております。大雨が降ったら大変なことになるんだろうなというふうな事は思っておりましたので、もし、私見でも構いません。もし何かそれに対するお答えがあればですね、お聞かせ願えたらと思います。

○議長（西岡利昌） 門田作建設課長。

○建設課長（門田作） 日野議員さんのご質問にお答えさせていただきます。三坂川と砥部川と重信川に囲まれた高尾田の停水地でございますが、計画配水区域で65ヘクタールございます。雨水の流出量を算出しましたら、1分間に約200トンぐらい。これぐらいの数字が出ておりますが、ただ今日野議員さんが言われよったとおり、今の水路でそれがのめるんかという検討はまだ行っておりませんので、この概略設計しとる中で検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただけたらと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 2番日野恵司君。

○2番（日野恵司） 建設課長ありがとうございます。その内容で十分今からご検討されてより良い方向に進んでいったらというふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。1点目の質問は以上で終わります。2点目の人口減少化の問題でございますが、町長の方からもお話がありました。いろんな面でこの対策についてはやっておられるというふうに聞いております。この第2期砥部町まち・ひと・しごと創生総合戦略という所の中にもですね、いろんな所のこの支援策というのが謳われております。それでもって、人口の減少をですね、いわゆる人口、今の例えば人口よりも増やすというのは、これは至難の業だと思われま。よっぽどその大企業でもですね、誘致して、そこに多くの人間が雇用されて、その方々が砥部の方に住んでいただけるという事ぐらいじゃないとですね、なかなか今の人口を増やすというのは難しいなと。そうなりますと、町長言われたようにですね、人口のいわゆる鈍化させるということが非常に大事だろうと。少なくともですね、急激な人口の変化よりも緩やかな人口の変化しかない。そのための施策をですね、いろんな形で理事者側の方がいろんな形で検討されているのは、これを見る限りよくわかります。いろんな努力をされてるんだなというのはわかります。それだけにこういう結果、令和6年までの大体内容でもって作られておりますので、その6年後にいわゆる検証をしていただいて、それが当初の分とどうなってるのか。あるいはこれ、第2期ですから1期があるはずなので、1期と2期とどういう進捗状況と言いますか、そういうものも含めてですね、検討していただいて、いろいろな形でアピールをしていただけたらというふうに思っております。ちなみに、今からちょっとお話しするのはですね、参考程度に聞いていただけたらいいんじゃないかなと思うんですが、1月初旬にこれも愛媛新聞に掲載された記事でございますが、月刊誌田舎暮らしの本という2月号がございます。この中に住みたい田舎ランキング、こういうものが載って

おります。これは全国の市町村に対してですね、272項目、その272項目というのはどういう項目があるかと言いますと、移住支援策、医療、子育て、自然環境、就労支援、移住者数、こういったものを含めて内容で項目を起こしてるそうなのですが、この645市町村から回答があった内容を数値化でランキングを決めていると。こういう結果であれば、これは何点だと。だからこの点数を合計点でランキングを決めていると。こういう事の状況らしいのですが、そこで、10万人以上の市で、愛媛県の西条市が1番でございます。全部門で1番だそうでございます。全部門というのは、子育て世代、若者世代、シニア世代、総合と。この4部門でございますが、すべてにわたって、日本1位になっているのは西条市だと。私は一つ、西条市のホームページに入っているいろいろ見て確認をしましたが、少し驚いたのは、西条市にはですね、市民生活部移住推進課移住推進係というのがあるそうでございます。もうこれ、専門でやっている課がですね、あると。そういう事で、西条の良い所、これをネットでもってですね、その課を中心にして全国に配信している。こういう内容でございます。ちなみにどういうことをしてるんかという事でございますが、先ほどに言いましたインターネットの活用、これで移住促進をやっておるとか、あるいは移住体験セミナーとか、あるいは移住者の声とかいう諸々全部含めて配信してるということでございます。西条市の住みやすいポイントというんはちょっと砥部町とはですね、内容が違います。あそこの場合は、特急の停車駅がですね、2つあるとかですね、あるいはその高速道路のインターチェンジが3つあるとか、あるいは港があるとかいうふうな事ですね、物流関係がすべてあそこに揃っていると。いわゆる雇用の場所もある。いわゆる大きな造船所がある。あるいは飲料水の会社がある。科学の会社があるとかですね、そういうふうな所。さらにはその打ち抜きの水があつて、水道代がですね、この地域はタダだと、こういうふうなものをアピールしてるというふうな事だそうでございます。霊峰石鎚があつてですね、瀬戸内海が十分自然環境なんかでも十分な自然環境があるということですね。そういうふうないろんな住みやすいポイントはあるそうでございますが、それと例えば砥部町と比べてですね、どう違うんだと。遜色ないと思うんですよ。砥部町も本当に素晴らしい立派なですね、地域資源があります。県の運動公園なり、あるいはこどもの城、あるいは動物園、砥部焼といったですね、こういった資源があると。これをもっとですね、その担当課の方がアピールすればいいんじゃないかと。ただ見てくださいじゃなしに、こっちから発信するという事も少なくとも考えていったらいいんじゃないかと思うように思っております。実は3月の14日に、とべもりジップラインというのがですね、こどもの城から動物園に対してできるそうなのですが、ああいうものも本当に観光の目玉の一つだろうと思います。それとか、今まで延び延びになっておりましたですね、大森研一監督の未来へのかたちという砥部焼を題材にした映画も始まるわけですから、5月から始まるように聞いておりますので、そういうふうなものをもっとですね、砥部町として積極的に全国配信していったらどうかというふうに考えます。これには、別に答弁はいりませんので、少し参考程度にさせていただいたらありがたいなというふうなことをお願いをいたしまして、私の2点の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございます

す。

○議長（西岡利昌） 2番日野恵司君の質問を終わります。11番大平弘子君。

○11番（大平弘子） 議席番号11番大平弘子です。2つ質問させていただきます。1つ目、新型コロナウイルスの対応について。新型コロナウイルスに関する2点について、町長にお伺いします。新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が2月17日から国内で始まりまして、砥部町でのワクチン接種の予定は決まっているのか。2点目、本町において、コロナ禍によるDV、虐待、解雇、自殺者の状況を把握しているのか。また、新型コロナで仕事を失ったひとり親家庭やお年寄りから、生活困窮に関する相談があったのか、なかったのかお尋ねいたします。2点目、とべ温泉湯砥里館の今後の経営について。とべ温泉湯砥里館について、業者に委託してはどうかとの声が町民からあがっているが、町として、今後の経営をどのように考えているのか、町長にお伺いいたします。以上2点です。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 大平議員のご質問にお答えします。はじめに、新型コロナウイルスの対応についてですが、1点目の本町におけるワクチン接種の予定につきましては、4月から高齢者対象の接種を開始する予定であり、高齢者を除く一般住民への接種は、国及び県の方針が定まり次第、順次接種を開始する見込みでございます。2点目のコロナ禍によるDV、虐待、解雇や自殺者の状況把握についてですが、DVについては、この1年間に本町への相談事例はなく、児童虐待につきましても泣き声通報等の連絡が数件あったものの、状況確認の結果、虐待と認められるものはございませんでした。なお、自殺者につきましては、コロナと自殺を結びつける情報がないため、把握をしておりません。また、解雇を含め生活困窮に関する相談につきましては、令和2年4月から現在までの間で24件あり、このうち65歳以上の高齢者からの相談は11件、ひとり親家庭からの相談はありませんでした。なお、ひとり親家庭につきましては、昨年8月からのひとり親世帯臨時特別給付金の申請受付において、生活状況の確認を行っており、これまでに離職に関する相談が2件ございましたが、いずれも再就職が決定したとの報告を受けております。DV、虐待、自殺及び生活困窮に関しましては、コロナ禍に起因するものかどうか判別し難い場合もありますが、相談にあたりましては、引き続き迅速かつ丁寧に対応してまいります。次に、とべ温泉湯砥里館の今後の経営についてのご質問ですが、厳しい経営状態であることを踏まえ、民間で運営していただくことができないか、調査・検討をしております。ご提案のとおり、運営を委託する方法もございますが、現在の運営費用と同程度の委託費用が必要となり、財政的負担から難しいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。以上で、大平議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 11番大平弘子君。

○11番（大平弘子） 愛媛新聞にですね、自殺者が増加傾向にあると載っておりました。心配事や経済的相談が砥部町で今までより増えたのか、増えなかったのか、何パーセント増えたのかお聞きします。

○議長（西岡利昌） 池田保険健康課長。

○保険健康課長（池田晃一） 大平議員のご質問にお答えをいたします。自殺者数の公表については、取扱いに慎重を期すべきものでして、単年度の自殺者については国の方針で非公表となっております。そのため今お答えできるのが、平成27年度から令和元年度までの5年間の合計自殺者数なんですけど、本町では23人です。先ほど申し上げた趣旨のとおり、単年度の自殺者数を推測されないように、これが増加傾向なのか、横ばいなのか、減少傾向なのかということについてはお答えしかねます。自殺の主な原因としましては、これも5年間の傾向なんですけど、多いのが職場の人間関係の悩み、借金、失業などが例示されております。以上です。

○議長（西岡利昌） 11番大平弘子君。

○11番（大平弘子） ありがとうございます。新型コロナにより、高校、大学の進学を諦めたりする子どもたちの相談に乗ってあげてほしいんですが、この先の人生に子どもたちに生きる力を貸してあげてください。そういう相談はなかったでしょうか。コロナについては、佐々木議員さんも質問されましたので、この先の進学とか、その相談が教育長の方にあったのなら教えていただきたいんですが。コロナによって進学を諦めたり、そういう件数はなかったでしょうか。お聞きします。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 大平議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。進学に関しての相談に関しましては、今現在につきましては私は把握してございません。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 11番大平弘子君。

○11番（大平弘子） もし何かありましたら相談に乗ってあげてください。よろしくお願ひします。これでこの質問は終わります。2つ目、とべ温泉の件ですが、マンダリンパイレーツの方の無料入浴、また5歳以下の無料に関して利益がどうなったのか、ちょっとそれをお聞きします。それと、それによって入浴者が増えたのか。それもちょっとお聞きしたいと思ひます。それとマンダリンパイレーツの方には、無料の期間があると聞いておりますが、それもお聞きしたいと思ひますが、お願ひします。

○議長（西岡利昌） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋桂） それでは、大平議員のご質問にお答えします。マンダリンパイレーツ等の無料券の件ですが、ここにつきましては、実際に無料券を配布をしております。件数につきましては、それぞれ月々である程度の前後はしておりますが、その無料券につきましてものカウントはしておりませんので、詳しい数字はあれなんですけど、無料で入浴されている方というのが、月にしますと100件から150件ぐらいの間で無料で入浴されている方がいらっしゃいます。そのうち有料で入浴されている方が、それぞれ月で延べですけど5千人程度で入浴されております。以上答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 11番大平弘子君。

○11 番 (大平弘子) 4月1日より広報とべに1回100円引きと書いてあり、入浴者が1人でも増えることをお願いしたいと思います。それとお年寄りの歩行浴があつたらいいんじゃないかいうことを一般の人から聞きました。町長が言われております子どもの笑顔を増やす、町民の為のまちづくりを目指すの言葉をできる限り私ら議員もお助けしたいと思っております。一応これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 (西岡利昌) 11番大平弘子君の質問を終わります。以上で一般質問を終わります。本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前11時27分 散会

## 令和3年第1回砥部町議会定例会（第3日）会議録

|                                      |                                                                                                                            |                                                                                                                              |                                                              |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 招 集 年 月 日                            | 令和3年3月18日                                                                                                                  |                                                                                                                              |                                                              |
| 招 集 場 所                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                                   |                                                                                                                              |                                                              |
| 開 会                                  | 令和3年3月18日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                     |                                                                                                                              |                                                              |
| 出 席 議 員                              | 1 番 高橋久美<br>4 番 原田公夫<br>7 番 佐々木公博<br>10 番 松崎浩司<br>13 番 山口元之                                                                | 2 番 日野恵司<br>5 番 柿本 正<br>8 番 小西昌博<br>11 番 大平弘子<br>15 番 平岡文男                                                                   | 3 番 木下敬二郎<br>6 番 東 勝一<br>9 番 佐々木隆雄<br>12 番 西岡利昌<br>16 番 三谷喜好 |
| 欠 席 議 員                              | 14 番 中島博志                                                                                                                  |                                                                                                                              |                                                              |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町 長 佐川秀紀<br>教育長 大江章吾<br>企画政策課長 伊達定真<br>戸籍税務課長 門田 巧<br>介護福祉課長 松下寛志<br>建設課長 門田 作<br>生活環境課長 小中 学<br>会計管理者 富岡 修<br>学校教育課長 田邊敏之 | 副町長 岡田洋志<br>総務課長 門田敬三<br>商工観光課長 高橋 桂<br>保険健康課長 池田晃一<br>子育て支援課長 田中弘樹<br>農林課長 大内 均<br>上下水道課長 藤田泰宏<br>広田支所長 山本勝彦<br>社会教育課長 町田忠彦 |                                                              |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                   | 議会事務局長 堀潤一郎<br>局長補佐 楠 耕一                                                                                                   |                                                                                                                              |                                                              |
| 傍 聴 者                                | 1人                                                                                                                         |                                                                                                                              |                                                              |

令和3年第1回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- 日程第 1 議案第 4号 松山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について
- 日程第 2 議案第 5号 砥部町道路線の認定について
- 日程第 3 議案第 6号 砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 7号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 8号 砥部町立社会体育施設条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 9号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 10号 砥部町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 11号 砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 12号 砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 13号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 14号 砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 15号 令和2年度砥部町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 13 議案第 16号 令和3年度砥部町一般会計予算
- 日程第 14 議案第 17号 令和3年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 15 議案第 18号 令和3年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第 16 議案第 19 号 令和 3 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 20 号 令和 3 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 18 議案第 21 号 令和 3 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 19 議案第 22 号 令和 3 年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 20 議案第 23 号 令和 3 年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第 21 議案第 24 号 令和 3 年度砥部町公共下水道事業会計予算
- 日程第 22 議案第 25 号 令和 3 年度砥部町水道事業会計予算
- 日程第 23 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 24 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 25 議員派遣
- 追加日程第 1 議案第 26 号 砥部町水防協議会条例の一部改正について
- 追加日程第 2 議案第 27 号 令和 2 年度砥部町一般会計補正予算（第 10 号）
- 追加日程第 3 発委第 1 号 砥部町議会会議規則の一部改正について

・閉 会

令和3年第1回砥部町議会定例会

令和3年3月18日（木）

午前9時30分開議

○議長（西岡利昌） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち報告します。14番中島博志君から、欠席届が提出されております。

~~~~~

日程第1 議案第4号 松山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について
(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第1、議案第4号、松山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました議案第4号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第4号については、平成28年7月8日に松山市との連携契約を締結した協約の一部を変更するもので、審査において委員からは、各事業の協議の中で発生する費用負担の割合についても協議されているのかとの質問に対し、そのとおりであると説明がありました。また、現時点でどのような効果があったのかとの質問に対しては、全59項目の事業検証を行ったところ約80%の事業について順調に行われているとの結果が出ているとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第5号 砥部町道路線の認定について
(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第2、議案第5号、砥部町道路線の認定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長(三谷喜好) 総務産業建設常任委員会に付託されました議案第5号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第5号については、原町地区の住宅開発により整備された2路線を砥部町道として管理するためのもので、審査において、委員から認定する路線については、寄附を受けたものかとの質問に対し、そのとおりであるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長(西岡利昌) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[全員起立]

○議長(西岡利昌) 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号 砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第3、議案第6号、砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長(三谷喜好) 総務産業建設常任委員会に付託されました議案第6号についてを、審査の結果をご報告申し上げます。議案第6号については、防災行政無線の更新に伴い、通信施設が変更になったことから所要の改正をするもので、審査においては、委員から、920台の戸別受信機を広田地区が570台設置するとのことだが残りはどこに設置するのかとの質問に、区長や民生委員など近隣協力員や八瀬地区に設置する予定であるとの説明がありました。また、現在の無線は雨が降っていれば聞き取りにくいのが解消されるの

かとの質問に対し、デジタル化でノイズが軽減され音声もクリアになったとの説明がありました。さらに、委員からは、戸別受信機については希望があれば割安な値段で販売してはどうかや無線が聞こえにくい状況があるので、SNSとの連携した連絡体系を構築してはとの意見、要望がありました。以上のような審査を行い、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第7号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について (厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第4、議案第7号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。委員長報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員会副委員長。

○厚生文教常任副委員長（佐々木公博） 失礼をいたします。本来であれば中島委員長がご報告申し上げるところではございますが、冒頭議長の方からありましてとおり、本日中島委員長欠席の為、副委員長であります私の方から委員会報告をさせていただきます。厚生文教常任委員会に付託されました議案第7号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第7号については、いじめ問題再調査委員会及び砥部町誌編さん委員会を附属機関として規定するため、所要の改正を行うものです。審査において、委員からいじめの対象児童及びその家族の意向に沿った対応をしていただきたい。また、いじめ問題については、学校の内部だけで解決しようとしてはうまくいかない。別の角度から検証していく必要があり、有識者を入れて検証してほしいとの意見、要望が出ました。以上のような審査を行い、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員会報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第8号 砥部町立社会体育施設条例の一部改正について
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第5、議案第8号、砥部町立社会体育施設条例の一部改正についてを議題とします。委員長報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員会副委員長。

○厚生文教常任副委員長（佐々木公博） 厚生文教常任委員会に付託されました議案第8号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第8号については、玉谷町民グラウンドの社会体育施設としての用途を廃止するため、所要の改正を行うものです。審査において、委員から、旧玉谷小学校の校舎はどこが借りているのかとの質問に対し、広寿会が小規模多機能型居宅介護支援事業所として利用する予定であるとの説明がありました。また、ドローンの講習で利用していると聞いているが支障はないのかとの質問に対し、主に旧玉谷小学校体育館で講習をしており、影響はないとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。委員会報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第9号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第6、議案第9号、砥部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。委員長報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員会副委員長。

○厚生文教常任副委員長(佐々木公博) 厚生文教常任委員会に付託されました議案第9号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第9号については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を改めるため、所要の改正を行うものです。審査において、委員から、現在流行している変異株についても適用されるのかとの質問に対し、変異株も中国由来のものから発生しているので適用されるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員会報告を終わります。

○議長(西岡利昌) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長(西岡利昌) 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号 砥部町介護保険条例の一部改正について
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第7、議案第10号、砥部町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。委員長報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員会副委員長。

○厚生文教常任副委員長(佐々木公博) 厚生文教常任委員会に付託されました議案第10号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第10号については、第8期介護保険事業計画の策定により、介護保険料率の期間を改正するため、所要の改正を行うものです。審査において、委員から、今後の介護保険料はどのようなのかとの質問に対し、令和3年度から5年度までは、据え置くものであるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員会報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 10 号は、委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 11 号 砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第 8、議案第 11 号、砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員会副委員長。

○厚生文教常任副委員長（佐々木公博） 厚生文教常任委員会に付託されました議案第 11 号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第 11 号については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことにより、所要の改正を行うものです。審査において、委員から、感染症予防及びまん延防止対策の委員会の内容は、の質問に対し、委員は、地域包括支援センター内部の人員で構成され、感染症予防及びまん延防止対策を検討するものであるとの説明がありました。また、感染症によるクラスターや災害時に業務を継続するため、事業所間の協力体制はできているのかとの質問に対し、事業所間で人員の派遣など協力する体制が出来ているとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 11 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員会報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第 12 号 砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第 9、議案第 12 号、砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員会副委員長。

○厚生文教常任副委員長（佐々木公博） 厚生文教常任委員会に付託されました議案第 12 号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第 12 号については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正されたことにより、所要の改正を行うものです。対象となる業務は、介護保険サービスの利用計画を立てる居宅介護支援事業所で、本町では 7 事業所が対象となり、利用者の人権擁護、虐待の防止強化などの改正を行っているとの説明を受けました。特に質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 12 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員会報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 12 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 13 号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第 10、議案第 13 号、砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員会副委員長。

○厚生文教常任副委員長(佐々木公博) 厚生文教常任委員会に付託されました議案第 13 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 13 号については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、過疎地域の事業所では、一定期間定員を超えた受け入れができるのかとあるが何人まで認められるのかとの質問に対し、可能ではあるが、面積基準であるとか介護職員の配置の基準を満たしておく必要がある。広田地区の場合、車で 20 分圏内に砥部地区のサービス事業所があるので、定員を超えた受け入れを認めることはないであろうとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 13 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員会報告を終わります。

○議長(西岡利昌) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長(西岡利昌) 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 13 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 14 号 砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第 11、議案第 14 号、砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果

的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員会副委員長。

○厚生文教常任副委員長（佐々木公博） 厚生文教常任委員会に付託されました議案第 14 号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第 14 号については、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことにより、所要の改正を行うもので、この条例で対象となる業務は、町内に住所を有する要支援認定を受けた者に介護保険サービスを提供する事業所が対象で、町が指定する事業所は 6 事業所で、虐待防止対策の強化等の改正を行っているとの説明を受けました。特に質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 14 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員会報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 14 号は、委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第 12 議案第 15 号 令和 2 年度砥部町一般会計補正予算（第 9 号）

### （所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第 12、議案第 15 号、令和 2 年度砥部町一般会計補正予算第 9 号を議題とします。委員長報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員会副委員長。

○厚生文教常任副委員長（佐々木公博） 厚生文教常任委員会に付託されました補正予算について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第 15 号については、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費、障害者福祉費関係では、実績に基づく精算により、障害者医療費負担金他 2 件の返還金で 386 万 3 千円を追加し、児童福祉費関係では、麻生保育所園庭等整備工事費 137 万 6 千円を追加しています。教育費、教育総務費関係では、タブレットの AC アダプター等購入費 423 万 1 千円、社会教育費関係では、文化会館及び図書館の指定管理者並びに陶街道ゆとり公園及び田ノ浦町民広場の指定管理者に対し、町が休業要請をした期間の収入の減少分 181 万 8 千円を追加しています。審査において、委員からは、指定管理

者に対する収入補てんについて、要請期間以外の収入補てんは考えていないのかとの質問に対し、協定書では、利用者減少における収入の減額分については、指定管理者が責任を負うとの記載があるため、要請期間以外の収入補てんは考えていないとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 15 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員会報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました補正予算について、審査の内容と結果をご報告申し上げます。議案第 15 号、令和 2 年度砥部町一般会計補正予算第 9 号のうち、当委員会所管の歳出について、総務費、総務管理費関係では、特別定額給付金事業の精算により、不要となった経費 1,498 万 3 千円の減額をしております。その他、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の交付に伴い財源組替を行っております。審査において、委員から、ブロードバンドの説明会の参加人数と内容は、との質問に対し、砥部地区では参加 27 名、広田地区では 2 日で 42 名の参加があり、NTT、NTT ドコモ、ソフトバンク、au などの通信事業者から事業内容の説明が行われたとの説明がありました。また、消防設備費の水道負担金とはどういうものかとの質問に対し、水道事業では飲料用の水道水を管理しているだけで、消火栓などの整備は水道事業が行うものではない。そのため、消防用設備としての消火栓などの整備費用を負担金として支払うものであるとの説明がなされました。さらに、委員から、ブロードバンドの整備によりネットワークが広がり、どの地区においてもネットワークを利用した各種サービスが共有できるようにや、第 2 弾のプレミアム商品券がすべて引き換えられていない現状を検証してほしいとの意見、要望がありました。以上のような審査を行い、議案第 15 号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。以上。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決されました。

- 日程第 13 議案第 16 号 令和 3 年度砥部町一般会計予算  
日程第 14 議案第 17 号 令和 3 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算  
日程第 15 議案第 18 号 令和 3 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第 16 議案第 19 号 令和 3 年度砥部町介護保険事業特別会計予算  
日程第 17 議案第 20 号 令和 3 年度砥部町とべの館特別会計予算  
日程第 18 議案第 21 号 令和 3 年度砥部町とべ温泉特別会計予算  
日程第 19 議案第 22 号 令和 3 年度砥部町農業集落排水特別会計予算  
日程第 20 議案第 23 号 令和 3 年度砥部町浄化槽特別会計予算  
日程第 21 議案第 24 号 令和 3 年度砥部町公共下水道事業会計予算  
日程第 22 議案第 25 号 令和 3 年度砥部町水道事業会計予算

(予算特別委員長報告、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第 13、議案第 16 号、令和 3 年度砥部町一般会計予算から、日程第 22、議案第 25 号、令和 3 年度砥部町水道事業会計予算までの 10 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。東予算特別委員長。

○予算特別委員長(東勝一) 予算特別委員会に付託されました議案第 16 号から議案第 25 号までの令和 3 年度の各会計の当初予算 10 件について、審査の結果をご報告申し上げます。去る 3 月 8 日、10 日、12 日の 3 日間、町長をはじめ各担当課長等の出席を求め、当特別委員会を開催いたしました。審査にあたっては、総務産業建設、厚生文教の各常任委員会の所管単位に、それぞれ担当課長から所管の費目について説明を受けた後、質疑を行い、慎重に審査した結果、議案第 16 号から議案第 25 号までの令和 3 年度各会計当初予算 10 件は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で各委員から出されました質疑や意見等につきまして、十分にご検討され、今後の予算執行や町政運営に当たられますよう申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(西岡利昌) お諮りします。ただいま報告の議案第 16 号から議案第 25 号までの令和 3 年度当初予算 10 件については、予算特別委員会において、十分に審査が尽くされていますので、質疑を省略し、一括して討論及び採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 異議なしと認めます。

よって議案第 16 号から議案第 25 号までの令和 3 年度当初予算 10 件については、質疑を省略し、一括して討論及び採決を行うことに決定しました。

議案第 16 号から議案第 25 号まで、一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 討論なしと認めます。

議案第 16 号から議案第 25 号まで、一括して採決を行います。議案第 16 号から議案第 25

号までの10件に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第16号から議案第25号までの10件は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第23 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第23、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提出者の説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。令和3年3月18日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町高市 1655 番地、氏名、向井京子、生年月日、昭和31年10月11日。提案理由でございますが、向井京子委員は、令和3年6月30日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため、提案するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本件は、適任であると答申することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって諮問第1号は、適任であると答申することに決定しました。

~~~~~

日程第24 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第24、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提出者の説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。令和3年3月18日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町高尾田 1041 番地の7、氏名、山下昌子、生年月日、

昭和 37 年 11 月 30 日。提案理由でございますけれども、中川文枝委員は、令和 3 年 6 月 30 日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため、提案するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本件は、適任であると答申することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって諮問 2 号は、適任であると答申することに決定しました。



#### 日程第 25 議員派遣

○議長（西岡利昌） 日程第 25、議員派遣を議題とします。

お諮りします。団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員等については、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して全員協議会を開催します。

午前 10 時 14 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。

お諮りします。ただいま、佐川町長から議案第 26 号及び議案第 27 号が、山口議会運営委員長から発委第 1 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 3 として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第 26 号、議案第 27 号及び発委第 1 号を日程に追加し、追加日程第 1 から追加

日程第3として議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 議案第26号 砥部町水防協議会条例の一部改正について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 追加日程第1、議案第26号、砥部町水防協議会条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長(門田敬三) 議案第26号についてご説明申し上げます。砥部町水防協議会条例の一部改正について。砥部町水防協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和3年3月18日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、砥部町水防協議会の構成員の役職名を変更するため提案するものでございます。それでは、議案第26号資料をご覧ください。新旧対照表でございます。第3条第5項で定めている構成員の役職名について、砥部町議会の常任委員会の組織変更に伴い、同項第2号を改正案のとおり改めるものでございます。議案書にお戻りください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、改正後の砥部町水防協議会条例は令和3年2月6日から適用するものです。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(西岡利昌) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[全員起立]

○議長(西岡利昌) 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第26号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**追加日程第2 議案第27号 令和2年度砥部町一般会計補正予算(第10号)**

**(説明、質疑、討論、採決)**

○議長(西岡利昌) 追加日程第2、議案第27号、令和2年度砥部町一般会計補正予算第10号を議題とします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長(門田敬三) それでは、一般会計補正予算についてご説明申し上げます。補正予算書の1ページをお願いします。議案第27号、令和2年度砥部町一般会計補正予算第10号。令和2年度砥部町の一般会計補正予算第10号は、次に定めるところによる。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ116億2,137万1千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。令和3年3月18日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、歳出補正についてご説明申し上げますので、3ページをお願いします。4款衛生費1項保健衛生費でございますが、100万円追加し、3億175万5千円としました。国が構築する新型コロナウイルスワクチン接種記録システムに登録する本町の接種対象者情報を作成するため業務系システムを改修いたします。システム改修委託料100万円を追加いたしました。2ページをお願いします。歳入補正でございます。14款国庫支出金2項国庫補助金を100万円追加し、29億8,260万円としました。次に、4ページをお願いします。繰越明許費補正でございます。ワクチン接種記録システム関係改修委託料について、システム改修の設計に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めないため令和3年度に繰り越します。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第27号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
追加日程第3 発委第1号 砥部町議会会議規則の一部改正について
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 追加日程第3、議案第1号、砥部町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。山口議会運営委員長。

○議会運営委員長（山口元之） 発委第1号、砥部町議会会議規則の一部改正について、砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。令和3年3月18日提出、砥部町議会議長、西岡利昌様。砥部町議会運営委員長、山口元之。提案理由でございますが、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、議会への欠席事由を整備するとともに、出産後の欠席期間を規定するものです。また、請願手続きについて、押印の義務付けを改めるため提案するものでございます。改正内容といたしましては、第2条第1項で、議会への欠席理由を、第2項で出産における欠席期間を明示しております。また、第88条で、請願書の提出にあたって署名又は記名押印に改めてお

ります。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のうえ、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって発委第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管の事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、2月24日から本日までの23日間にわたり、連日終始熱心なご審議を賜り、全議案をご議決、ご承認いただきましたことに対しまして、心から感謝申し上げます。ご議決いただきました補正予算、当初予算におきましては、町民の皆様の福祉増進のため限られた経費の中で、最大の効果を得るべく、高いコスト意識をもって大切に執行をさせていただきます。また、会期中議員の皆様から頂いたご指摘、ご指導は今後の町政運営、行政事務遂行に活かしてまいります。町民主役のまちづくり、文化とこころがふれあうまちの実現に向け、これからの4年間職員とともに全力で取り組んでまいりますので、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 以上をもって、令和3年第1回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時58分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

砥部町議会議員

砥部町議会議員

資 料

令和3年2月24日

予算特別委員会 委員名簿

役 職	氏 名
委 員 長	東 勝 一
副 委 員 長	三 谷 喜 好
委 員	高 橋 久 美
委 員	日 野 恵 司
委 員	木 下 敬 二 郎
委 員	原 田 公 夫
委 員	柿 本 正
委 員	佐々木 公 博
委 員	小 西 昌 博
委 員	佐々木 隆 雄
委 員	松 崎 浩 司
委 員	大 平 弘 子
委 員	面 岡 利 昌
委 員	山 口 元 之
委 員	中 島 博 志
委 員	平 岡 文 男